

令和3年度第3回足立区環境審議会資料

| | |
|-------|--|
| 件名 | 今回の審議会における審議事項について |
| 所管部課名 | 環境部環境政策課 |
| 内容 | <p>今回の審議会では前回ご意見をいただいた指標等の見直し案をご確認いただく。</p> <p>また、これまで第6章で、環境基本計画に含む計画等を紹介していくこととしていたが、環境基本計画の各柱とのつながりをわかりやすくするため、第5章での説明とあわせて紹介していくこととした。</p> <p>このため、第7章の予定であった「計画の進行管理」を第6章に、第8章の予定であった「環境保全行動指針」を第7章にそれぞれ繰り上げた。</p> <p>さらに、今回は、既にご確認いただいている部分も含め、環境基本計画の第1章から第7章の現時点で作成しているすべてを別紙でお示しし、全体像をご確認いただく。</p> <p>【第3次足立区環境基本計画改定版の構成（案）】</p> <p>第1章 計画の基本的事項 第2章 計画改定の背景 第3章 CO₂排出実質ゼロの2050年に向けて 第4章 計画の体系 第5章 各柱の施策 第6章 計画の進行管理 第7章 環境保全行動指針 資料編</p> |

令和 3 年度第 3 回足立区環境審議会資料

| | |
|-------|--|
| 件 名 | 環境基本計画の全体像及び第 5 章、第 7 章の見直しについて |
| 所管部課名 | 環境部環境政策課 |
| 内 容 | <p>第三次足立区環境基本計画改定案について、以下の内容についてご確認、ご意見をいただき、整理を進めていく。</p> <p>1 環境基本計画の全体像について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回は、既にご確認いただいている部分も含め、環境基本計画の第 1 章から第 7 章および資料編の現時点で作成しているすべてを別紙資料でお示しし、全体像をご確認いただくこととした。 ・ 第 1 章に今回の改定の背景を加えた。 ・ 第 3 章「CO₂排出実質ゼロの 2050 年に向けて」と資料編「1 温室効果ガス削減目標の考え方」については、現時点で国や都が明らかにしている将来像や現況を基に案を作成している。今後、国の計画に関する動向を注視しながら、更なる課題や対応の分析を進め、内容を更新していく。 ・ 資料編に記載している取組による二酸化炭素の排出削減見込量は確定値ではなく、国の対策、施策ごとの削減見込量が公表された時点で、それを確認し、更新していく。 <p>2 第 5 章及び第 7 章の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の審議会でご審議いただいた環境基本計画第 5 章、第 7 章（前回審議会では 8 章としていたが、構成の見直しにより 7 章に変更）について、いただいたご意見を基に見直しを行った。 ・ レイアウトの変更やコラムを加えることで見やすさの向上を図った。 ・ 見直し箇所については 4 ページから 11 ページに一覧でまとめている（別紙資料では第 5 章は 28 ページから 87 ページ、第 7 章は 91 ページから 108 ページに内容を記載）。 |

内 容

3 資料編の構成について

- ・ 資料編は以下のような構成を予定している。
 - 1 温室効果ガス削減目標の考え方
 - 2 指標の定義
 - 3 計画策定の経過
 - 4 用語解説
- ・ 今回は「1 温室効果ガス削減目標の考え方」のみ案を示しているが、次回以降の審議会で「2 指標の定義」以降の内容についてもご確認いただく。

4 今後の予定

| | | 内容（予定） |
|---------|-------------|---|
| 令和3年11月 | 第4回審議会 | <ul style="list-style-type: none">・ 第3章内容のご確認・ 資料編内容のご確認・ 全体の構成のご確認 |
| 令和3年12月 | パブリックコメント実施 | |
| 令和4年 2月 | 第5回審議会 | <ul style="list-style-type: none">・ パブリックコメントで寄せられた意見の反映についてのご確認・ 全体の構成のご確認 |
| | 答申 | |

第5章

| | 第2回審議会開催時の案 | 意見・提案 | 検討結果 | 別紙 該当項 |
|---|---|--|--|-----------|
| 1 | 柱1、指標の目標値について | 柱1の指標のみ2030年の目標値が設定されていることについて、2050年のCO ₂ 排出ゼロに向けた中期目標であることをあわせて記載したほうが良い。 | 2050年のCO ₂ 排出ゼロに向けた中期目標であり、足立区地球温暖化対策実行計画の目標年度である2030年の目標値の設定について説明を加えた。 | 50 |
| 2 | 施策群1-2 目標 「二酸化炭素量が少ないエネルギー源に切り替えて、排出量を減らす」 | 「二酸化炭素量が少ないエネルギー源」を再生可能エネルギーと言い換えてもいいのではないか。また、再生可能エネルギー以外の二酸化炭素の排出が少ないエネルギーとは何が考えられるのか。 | 目標を「 再生可能エネルギーの利用を拡大し、二酸化炭素の排出を減らす 」に変更する。また、天然ガス等、石油よりも二酸化炭素の排出量が少ないエネルギーの導入可能性の検討についても記載する。 | 54 |
| 3 | 施策群1-4活動指標 「熱中症で搬送される患者数（低減目標）」 | 熱中症対策を活動指標として設定することで目標の達成につなげてほしい。 | 指標を「 熱中症対策講座受講者数（累計） 」に変更する。 定義 学校向け出前講座、エコ活動ネットワーク足立（EANA）、住区センターで実施した熱中症対策講座の受講者数 | 58 |

| | 第2回審議会開催時の案 | 意見・提案 | 検討結果 | 別紙 該当項 |
|---|--|--|---|-----------|
| 4 | 柱2、食品ロスについて | フードドライブ等により届けられた食品の量や届けた団体、施設の数を紹介してほしい。 | これまでに届けた食品量については、柱2、「3 食品ロス量の削減」に記載している。 食品が渡った団体、施設については、フードドライブ実施団体が記録していないため記載が困難である。 | 63 |
| 5 | 柱2、食品ロスについて 施策群2-1「リデュースとリユースの推進」 施策と具体的な取組み②資源ロスの削減 ●防災備蓄食品の積極的な有効活用 ◆東京都が行う(防災備蓄)未利用食品マッチングシステムの活用 | 東京都の防災備蓄未利用食品マッチングシステムに関する記載について、区内で同様の未利用食品を受入可能な団体やNPOがあるので、追記してほしい。 | 個別の団体名等を記載することはできないため、未利用食品の受入団体については別の方法による周知を検討する。 また、区は現在、東京都のシステムに登録しているが、今後、フードバンク実施団体と直接協定を結ぶことを検討しており、都のシステムの活用以外の方法で防災備蓄未利用食品を有効活用していく可能性もあるため、具体的な取組を ◆ 希望する町会・自治会への配付や、防災訓練・イベント時の啓発品としての活用、フードバンク等と連携し、食品を必要とする団体への提供等による有効活用 に変更した。 | 68 |

| | 第2回審議会開催時の案 | 意見・提案 | 検討結果 | 別紙 該当項 |
|---|--------------------------------------|--|--|-----------|
| 6 | 施策群3-1活動指標 「大気汚染防止法に基づく工事現場の立入件数」 | 大気汚染防止法改正により一定規模以上の建築物等はアスベストの調査結果報告の義務付け等対策が強化されているので、法改正に見合った指標にしてほしい。 | 指標を「 <u>適切なアスベスト対策を行っている解体等工事現場の割合</u> 」に変更する。 定義 区が立ち入った現場の総件数のうち適切なアスベスト対策が行われていた件数の割合 【適切なアスベスト対策とは】 有資格者による調査結果や、施工計画、法令の規制などに基づいて行われていることを示す。 | 80 |
| 7 | 柱4、生物多様性について | 国や都が作成している絶滅の恐れがある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の存在や、身近な生物が、絶滅危惧種に指定されていることを知ってもらえるような内容を盛り込んでほしい。 | 施策群4-1の中でコラムとして紹介する。 | 91 |

| | 第2回審議会開催時の案 | 意見・提案 | 検討結果 | 別紙 該当項 |
|---|--|---|--|-----------|
| 8 | 施策群5-1成果指標 「ごみの分別や公共交通機関の積極利用など日頃から環境への影響を考えて具体的に行動していると答えた区民の割合」（世論調査） | 具体例を入れることで、その内容だけが「環境への影響を考えた具体的な行動」と勘違いを招く恐れがある。 | 世論調査設問を「日頃から環境への影響を考えて具体的に行動していると答えた区民の割合」とし、別の設問の選択肢で具体的な取組をイメージしやすいよう構成を変更した。 (参考) 12、13ページ 世論調査資料 | 98 |

その他第5章の修正箇所

| | 第2回審議会開催時の案 | 修正内容 | 別紙 該当項 |
|---|-------------------------------|---|----------------|
| 1 | 環境基本計画に含む計画等を第6章で紹介することとしていた。 | 環境基本計画に含む計画等を第5章の関係する各柱の説明の後に入れることとした。このため、第7章の予定であった「計画の進行管理」を第6章に、第8章の予定であった「環境保全行動指針」を第7章に繰り上げた。 | |
| 2 | 柱1指標 | 数値、単位がわかりにくいものについては、活動指標の下に二酸化炭素の吸収量を杉の木に置き換えて説明するなどの簡単なコラムを加えた。 | 52 54 56 |

| | 第2回審議会開催時の案 | 修正内容 | 別紙 該当項 |
|---|------------------|---|-----------|
| 3 | 施策群1-4の施策と具体的な取組 | <p>「●熱中症対策の促進」に</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 熱中症対策講座 ◆ 熱中症対策やや注意喚起につながる催しの開催を加えた。 | 59 |
| 4 | 柱2の施策と具体的な取組 | <p>食品ロス削減推進計画に関連する取組には【食ロス】、プラスチックごみ削減方針に関連する取組には【プラ】と記載し、関連をわかりやすく表現した。</p> | 67 など |

第7章

| | 第2回審議会案 | 意見・提案 | 検討結果 | 別紙 該当項 |
|---|---------|--|--|-----------|
| 1 | | 行動編をパンフレット等の別冊で作成してほしい。 | 第7章の区民、事業者の行動指針の主要なものを抜き出し、別冊のパンフレットを作成する。 パンフレットはチェックリストとして使用できるよう、項目を作り、取り組んだ場合の二酸化炭素削減量を示すなど、シンプルでわかりやすい内容としていく。 | |
| 2 | | 行動編をチェックリストとして使えるようにするなど、区民、事業者に使ってもらえるような工夫をしてほしい。 | | |
| 3 | | 現在作成中の重点部分をイラスト入りで表した行動指針であれば、柱ごとに区民、事業者がそれぞれ1ページで済むので、そのままの形で抜き取ってパンフレットを作成することが可能になると思われる。行動指針が早期に多くの方に届くようにしてほしい。 | | |

| | 第2回審議会案 | 意見・提案 | 検討結果 | 別紙 該当項 |
|---|---|---|---|---|
| 4 | <p>イラストを「今後、作成予定」としていた。</p> <p>また、柱4 事業者の行動指針の「区としての支援」を検討中としていた。</p> | <p>「今後作成予定」、「検討中」の箇所について、次回以降、新たに追記された部分を資料や説明でわかりやすくしてほしい。</p> | <p>柱1にイラストを入れイメージを示したほか、柱4事業者の行動指針、「区としての支援など」を新たに追記した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域の一員として参加できる、事業者向けイベント等の情報発信。 • 環境基金助成などの環境保全の取組に対する支援事業の活用促進。 • エコ活動ネットワーク足立（EANA）による企業や団体の環境活動に関する情報交換の場の提供。 <p>以上3点を加えた。</p> <p>新たに加えた行動指針の横に【追加】と記載している。</p> | <p>1 1 0</p> <p>1 1 2</p> <p>1 1 4</p> <p>1 2 2</p> |

| | 第2回審議会案 | 意見・提案 | 検討結果 | 別紙 該当項 |
|---|---------|--|--|-------------------------|
| 5 | | <p>区の行動指針のページ、「その他、区として地球温暖化・エネルギー対策のためにできること」の「できること」という表現は、「やるべきこと」や、「やらなければならないこと」であって「できること」ではないので、ふさわしくないと思う。</p> <p>区民、事業者の行動指針のページ、「区としての取り組みなど」についても同様に表現を工夫したほうが良いと感じた。</p> | <p>区の行動指針のページは「その他、区として地球温暖化・エネルギー対策と<u>して行うこと</u>」に表現を修正した。</p> <p>区民、事業者の行動指針のページは「区としての<u>支援など</u>」に表現を修正した。</p> <p>柱2以降も同様に表現を修正した。</p> <p>第1章の該当箇所を囲い、【文言見直し】と記載している。</p> | 110 112 114 など |

その他第7章の修正箇所

| | 第2回審議会開催時の案 | 修正内容 | 別紙 該当項 |
|---|-------------|--|-----------|
| 1 | | 第7章で足立区環境基本条例第9条に基づく行動指針として区民、事業者、区という3つの主体が5つの柱に沿って取り組むべき環境保全に関する行動を示していることの説明を加えた。 | 109 |

問40 あなたが、環境のために心がけていることは何ですか（〇はあてはまるものすべて）。

- 1 ごみと資源の分別を実行している
- 2 節電や節水など省エネルギーを心がけている
- 3 くり返し使えるものは使うなど、ごみになるものを減らすよう心がけている
- 4 マイバッグを使うなどして、不要なレジ袋を断っている
- 5 環境に配慮した製品を選んで使っている
- 6 家庭で使用しなくなった衣類や家具などについて、リサイクルショップなどで売り買いしたことがある
- 7 雑紙を燃やすごみではなく、資源として出している
- 8 自然環境を大切にすることを心がけている
- 9 その他（
- 10 特にない

設問とあわせて少数の具体例を示すことで、環境への影響を考えた具体的な行動のイメージが制限されてしまう恐れがある。

問41 あなたは、日頃から環境への影響を考えて具体的に行動（※）していますか（〇は1つだけ）。

※ ごみの分別や公共交通機関の積極利用などのことです。

- 1 環境への負荷（影響）を考えて、行動している
- 2 環境への影響を考えて、行動することが時々ある
- 3 環境への負荷（影響）を考えるが、行動していない
- 4 環境への負荷（影響）を考えたことはないし、行動もしていない

問42 あなたが、食品ロス削減のために心がけていることは何ですか

（〇はあてはまるものすべて）。

※ 食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

- 1 残さず食べるようにしている
- 2 料理を作りすぎない
- 3 大根の葉やキャベツの芯など棄てるものがないよう調理を工夫する
- 4 買い物前に冷蔵庫の在庫をチェックする
- 5 買い物前に必要なものをメモに書き、買いすぎないように注意している
- 6 買い物の際、棚の手前に陳列された食品から取る
- 7 外食時に食べられる分だけ注文する
- 8 その他（
- 9 特に心がけていることはない
- 10 食品ロスについて、知らない

問 40 あなたが、環境のために心がけていることは何ですか（〇はあてはまるものすべて）。

- 1 ごみと資源の分別を実行している
- 2 節電や節水など省エネルギーを心がけている
- 3 くり返し使えるものは使うなど、ごみになるものを減らすよう心がけている
- 4 マイバッグを使うなどして、不要なレジ袋を断っている
- 5 環境に配慮した製品を選んで使っている
- 6 家庭で使用しなくなった衣類や家具などについて、リサイクルショップなどで売り買いしたことがある
- 7 雑紙（※）を燃やすごみではなく、資源として出している
- 8 自然環境を大切にすることを心がけている
- 9 その他（ ）
- 10 特にない

※ 雑紙（ざつがみ）…家庭から排出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、紙パックのいずれの区分にも入らないもの（パンフレット、コピー用紙、お菓子の包装紙等）

問41 あなたが、食品ロス削減のために心がけていることは何ですか

（〇はあてはまるものすべて）。

※ 食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

- 1 残さず食べるようにしている
- 2 料理を作りすぎない
- 3 大根の葉やキャベツの芯など棄てるものがないよう調理を工夫する
- 4 買い物前に冷蔵庫の在庫をチェックする
- 5 買い物前に必要なものをメモに書き、買いすぎないように注意している
- 6 買い物の際、棚の手前に陳列された食品から取る
- 7 外食時に食べられる分だけ注文する
- 8 その他（ ）
- 9 特に心がけていることはない
- 10 食品ロスについて、知らない

問 4 1 と問 4 2 の順番を入れ替え、問 4 0、問 4 1 の内容を環境への影響を考えた具体的な行動の例としてイメージしてもらうよう説明を加えた。

問 42 あなたは、日頃から環境への影響を考えて具体的に行動（※）していますか（〇は1つだけ）。

※ 問 40（1 から 8）や問 41（1 から 7）で示された内容のことです。

- 1 行動している
- 2 行動することが時々ある
- 3 環境への影響を考えるが、行動していない
- 4 環境への影響を考えたことはないし、行動もしていない

別紙 1

環境基本計画（案）

（審議事項 1 関連）

目次

| | |
|---|--------|
| 第1章 計画の基本的事項 | - 1 - |
| 1 計画の目的と改定の背景..... | - 1 - |
| 2 計画の位置づけ..... | - 1 - |
| 3 対象とする環境の範囲..... | - 3 - |
| 4 計画の期間と評価..... | - 4 - |
| 第2章 計画改定の背景 | - 5 - |
| 1 国内外の動向..... | - 5 - |
| 2 区の動向..... | - 12 - |
| 3 第三次足立区環境基本計画の進捗状況..... | - 18 - |
| 第3章 CO₂排出実質ゼロの2050年に向けて | - 20 - |
| 1 CO ₂ 排出実質ゼロ実現に向けた将来像..... | - 20 - |
| 2 方向性..... | - 22 - |
| 第4章 計画の体系 | - 24 - |
| 1 足立区基本構想における将来像..... | - 24 - |
| 2 環境の視点から目指す姿..... | - 24 - |
| 3 計画の基本体系..... | - 26 - |
| 第5章 各柱の施策 | - 28 - |
| 柱1 地球温暖化・エネルギー対策 | - 30 - |
| 柱2 循環型社会の構築 | - 44 - |
| 柱3 生活環境の維持・保全 | - 58 - |
| 柱4 自然環境・生物多様性の保全 | - 66 - |
| 柱5 学びと行動のしくみづくり | - 76 - |
| 第6章 計画の進行管理 | - 88 - |
| 1 推進体制..... | - 88 - |
| 2 進行管理の方法..... | - 89 - |
| 3 点検・評価結果の公表..... | - 89 - |
| 4 計画の見直し..... | - 89 - |
| 第7章 環境保全行動指針 —区民・事業者・区の行動指針— | - 91 - |

| | |
|-----------------------|---------|
| 資料編 | - 109 - |
| 1 温室効果ガス削減目標の考え方..... | - 109 - |

白紙ページ

第1章 計画の基本的事項

追加（案）
改定の背景について
追記しました

1 計画の目的と改定の背景

第三次足立区環境基本計画改定版（以下、「本計画」といいます。）は、区の施策を環境の視点から整理・体系化し、環境の保全に関する基本的方向を示す計画です。

区は、2017（平成29）年度に第三次足立区環境基本計画を策定し、区民、事業者等、区に関わる全ての主体が協働・協創し、取組みを進めてきました。

近年、地球温暖化による環境への影響が顕著になってきていることから、国は2020（令和2）年に『2050年カーボンニュートラル』を宣言し、区においても2021（令和3）年3月に、2050（令和32）年までにCO₂排出実質ゼロをめざすことを宣言しました。その他、国内では「気候変動適応法」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されました。

こうした社会状況の大きな変化に対応するため、この度第三次足立区環境基本計画の改定を行いました。

2 計画の位置づけ

本計画は、環境に関する各種法令と足立区環境基本条例の基本理念に基づき作成するものであり、上位計画である足立区基本構想・基本計画をはじめ、各種関連計画との整合を図るものとします。

なお、足立区環境基本条例の第8条（環境基本計画）には、環境基本計画の策定が義務付けられています。

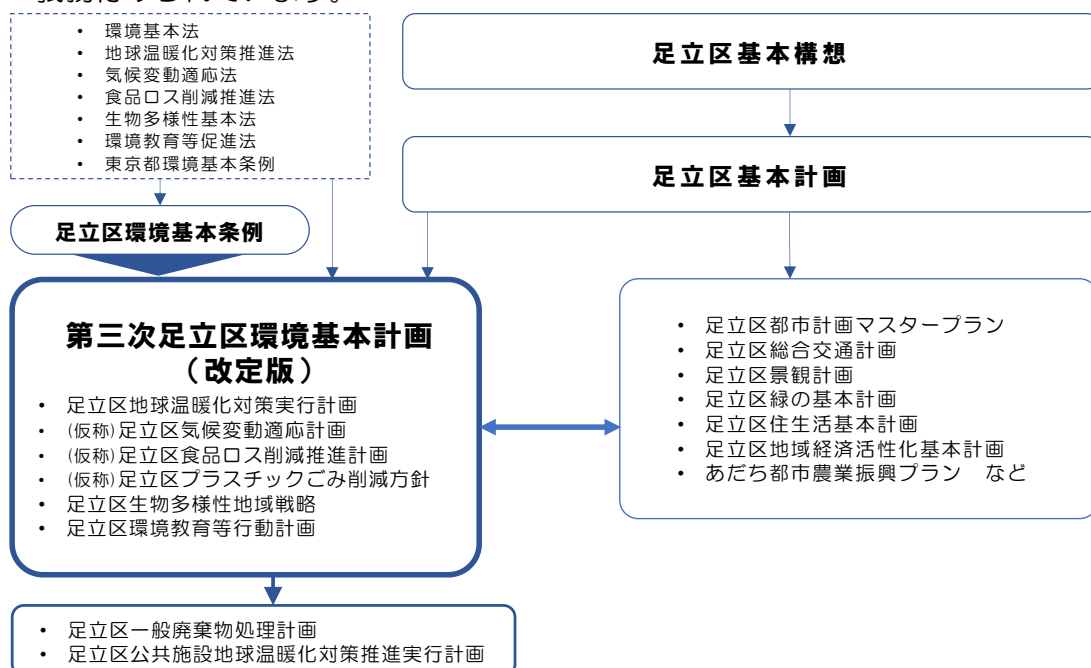


図 計画体系

また、本計画は以下の計画を包含します。

(1) 足立区地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）第 21 条第 3 項に規定されている「区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項」を定める計画で、柱 1「地球温暖化・エネルギー対策」の 1-1、1-2、1-3（〇～〇ページ）が該当します。第 5 章（〇～〇ページ）にも記載しています。

(2) (仮称)足立区気候変動適応計画

気候変動適応法第 12 条に規定されている「区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画」で、柱 1「地球温暖化・エネルギー対策」の 1-4（〇～〇ページ）が該当します。第 5 章（〇～〇ページ）にも記載しています。

(3) (仮称)足立区食品ロス削減推進計画

食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）第 13 条に規定されている「区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」で、柱 2「循環型社会の構築」（〇～〇ページ）が該当します。第 5 章（〇～〇ページ）にも記載しています。

(4) (仮称)足立区プラスチックごみ削減方針

柱 2「循環型社会の構築」（〇～〇ページ）が該当します。第 5 章（〇～〇ページ）にも記載しています。

(5) 足立区生物多様性地域戦略

生物多様性基本法第 13 条に規定されている「区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」で、柱 4「自然環境・生物多様性の保全」（〇～〇ページ）が該当します。第 5 章（〇～〇ページ）にも記載しています。

(6) 足立区環境教育等行動計画

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）第 8 条に規定されている「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」で、柱 5「学びと行動のしくみづくり」（〇～〇ページ）が該当します。第 5 章（〇～〇ページ）にも記載しています。

3 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、足立区環境基本条例第4条を踏まえて設定します。

足立区環境基本条例

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1)公害の防止及び生活環境の保全
- (2)有害物質等による汚染等のない、安心して暮らせる都市環境の保全
- (3)水、緑、生き物等からなる自然環境の保全及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4)人と自然との豊かな触れ合いの確保
- (5)良好な景観の保全及び地域の環境特性を生かしたまちづくり
- (6)資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- (7)地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (8)前各号に掲げるもののほか環境への負荷の低減に関する事項

2 区は、環境の保全について、事業者及び区民と協働して推進する責務を有する。

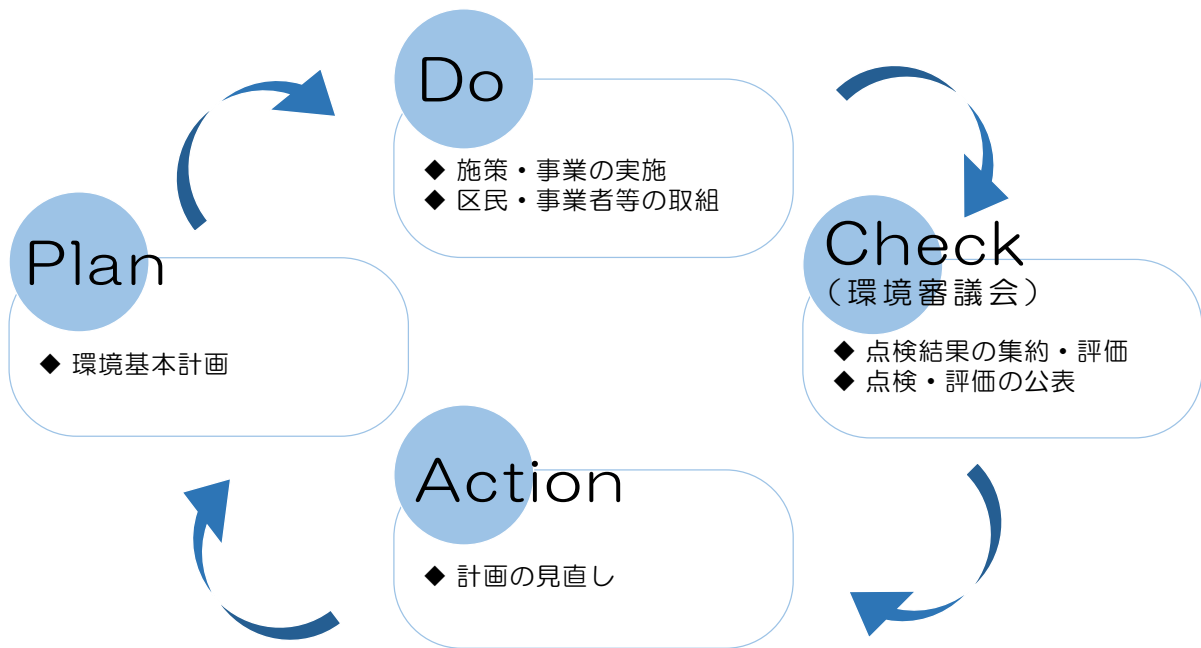
4 計画の期間と評価

本計画の期間は、2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの3年間とします。

| | 2017 H29 | 2018 H30 | 2019 H31/R1 | 2020 R2 | 2021 R3 | 2022 R4 | 2023 R5 | 2024 R6 |
|---------------|-------------|-------------|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 第三次 環境基本計画 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 目標年 |

図 計画の期間

毎年、本計画の施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握・評価し、進行管理を行います。



環境審議会で評価した結果を議会に報告し、「足立の環境」や区のホームページ等で公表するとともに、様々な機会を通じて区民及び団体や事業者等から広く意見を聞き、得られた意見をさらに見直しに反映させます。

第2章 計画改定の背景

1 国内外の動向

(1) 地球温暖化(気候危機)に関する動向

ア 脱炭素社会への転換

近年、地球温暖化の影響により、かつて経験したことのないような気候の変化が生じており、「気候危機」と呼ばれるまでになりました。例えば、甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨では、日本周辺での気温の上昇が、雨量を約6.7%底上げしたことが指摘されています。このような極端な豪雨や高温などにより、私たちの健康や生命、財産に甚大な被害が生じています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2018(平成30)年に公表した「1.5℃特別報告書」では、2050年前後には世界の二酸化炭素(以下、「CO₂」)といます)排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取組みが活発化しています。

こうした動きを踏まえ、我が国では2020(令和2)年、東京都では2019(令和元)年に、『2050年カーボンニュートラル(脱炭素化)』が宣言されました。これは、地球温暖化ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、ゼロにすることを意図しています。



図 2050年カーボンニュートラル(脱炭素化)を表明した国
(125 国・1地域 2021(令和3)年4月末時点)
出典 経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

イ 気候変動における「緩和」と「適応」

気候危機に備えるため、温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」のみならず、気候変動による被害を回避・軽減する「適応」にも、より一層取り組む必要があります。

我が国では、2018(平成30)年に「気候変動適応法」が制定され、東京都は2021(令和3)年に「東京都気候変動適応計画」を策定しました。各自治体においても、「適応計画」の策定とともに、「適応」の取組みの推進を進めています。



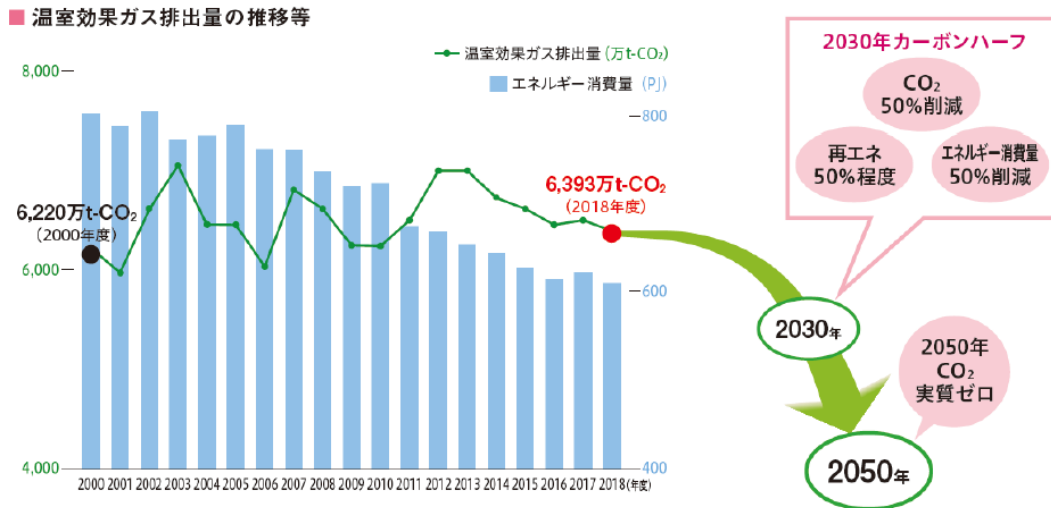
出典 気候変動適応情報プラットフォームホームページ

ウ ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

東京都は、2019（令和元）年5月に開催されたU20 東京メイヤーズ・サミットで、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。

「ゼロエミッション東京」を実現するためのビジョンである「ゼロエミッション東京戦略」を2019（令和元）年12月に策定し、2021（令和3）年3月には気候危機の深刻化を受け、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を公表しました。

2030（令和12）年までにCO₂排出量半減を目指し、ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起しています。



■ 具体的取組を進める6つの分野・14の政策



出典 ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

(2) 食品ロス問題

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。国連食糧農業機関（FAO）によると、年間で世界の生産量の3分の1に当たる約13億トンの食料が捨てられています。

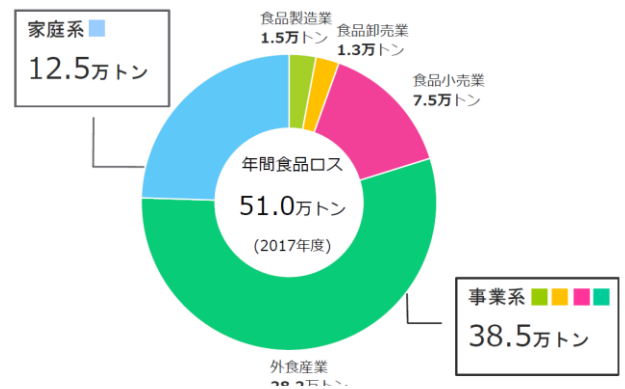


一方で、世界には安全で栄養がある食べ物を十分に得られていない人が数多くおり、「世界の食料安全保障と栄養の現状報告書」によると、2018年は推計8億2000万人が十分な食料を得ることができておらず、世界の飢餓人口は過去3年間で徐々に増加しているという現状があります。

出典 IPCC. Climate Change and Land. 2019

また、食品ロスが発生するということは、廃棄された食料の生産・ごみ処理過程で発生した温室効果ガスが、無駄に排出されたこととなります。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「土地関係特別報告書」（2019年）によると、食料生産・製造の前後に行われる活動に関連する温室効果ガス排出量は、人為起源の正味の温室効果ガスの総排出量の21~37%を占めると推定され、食品ロスは気候変動の要因にもなっています。

我が国では、2019（令和元）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、同年12月に東京都は、「ゼロエミッション東京戦略」において、食品ロス対策を資源循環分野の政策の柱の一つとして位置付け、「2050年までに食品ロス実質ゼロ」という目標を掲げました。さらに、2020（令和2）年11月、コロナ禍の状況変化も踏まえた各主体の取組みの方向性として、「食品ロス削減に向けた提言」が取りまとめられ、食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。



都内の食品ロスの内訳

出典 東京都食品ロス削減推進計画



東京都食品ロス削減推進計画



東京食品ロスゼロアクション(啓発冊子)

(3) プラスチック問題

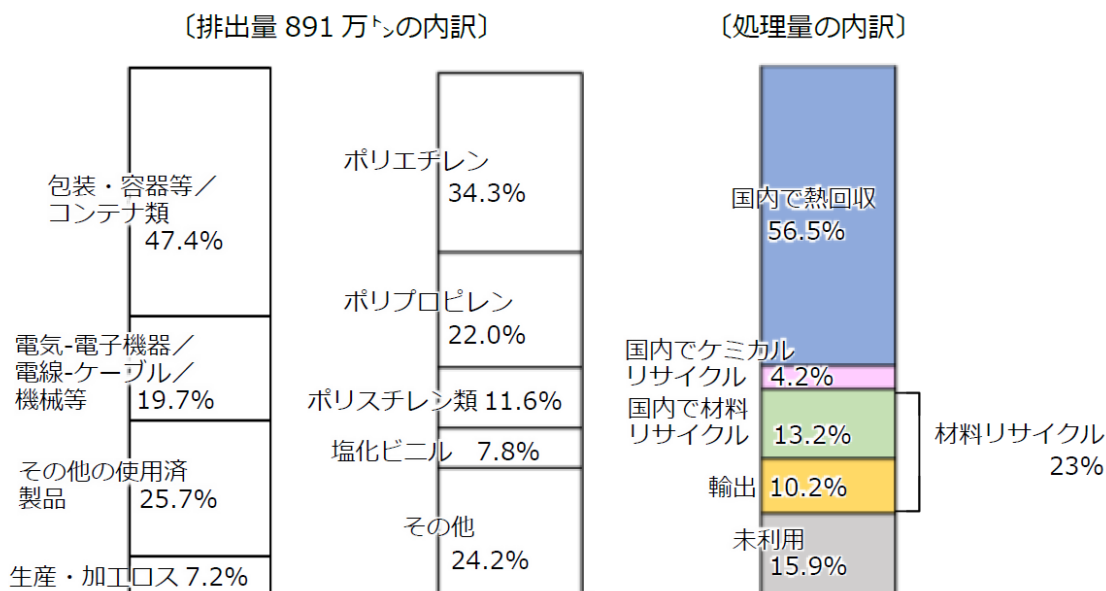
私たちが、日常的に使用しているプラスチックは、その製造にかかる原油の採掘、流通、製造、消費、処分の各段階でCO₂が排出されており、使用済の廃プラスチックの熱回収・焼却処理により、大量のCO₂が発生しています。また、回収されなかったごみに含まれるプラスチックは、河川を經由して海に流出し、海洋生態系への影響等も危惧されています。さらに、先進国から廃プラスチックの輸出先となってきた国々では、環境汚染が報告され、国内で資源循環を行うことが急務となっています。

海洋プラスチックについては、2015（平成 27）年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」でのターゲットの一つで掲げられています。また、2016（平成 28）年5月の G7 伊勢志摩サミットや 2019（令和元）年6月のG20 大阪サミット等、プラスチックについて幾度と議論が行われ、この問題は世界で連携して取り組むべき大きな課題となっています。

我が国においては、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、プラスチックの資源循環を推進する施策が進められています。同年 12 月に東京都は「ゼロエミッション東京戦略」において、「2050 年 CO₂実質ゼロのプラスチック利用」という目標を掲げています。また、海洋プラスチック問題を受け、TOKYO 海ごみゼロアクションやアジアの諸都市との連携による海洋への流出ゼロに向けた取組みを実施しています。



レジ袋削減キャンペーン
(東京都)



廃プラスチックの排出・処理状況(全国、2018年)

出典 一般社団法人プラスチック循環利用協会

(4) 生物多様性の危機

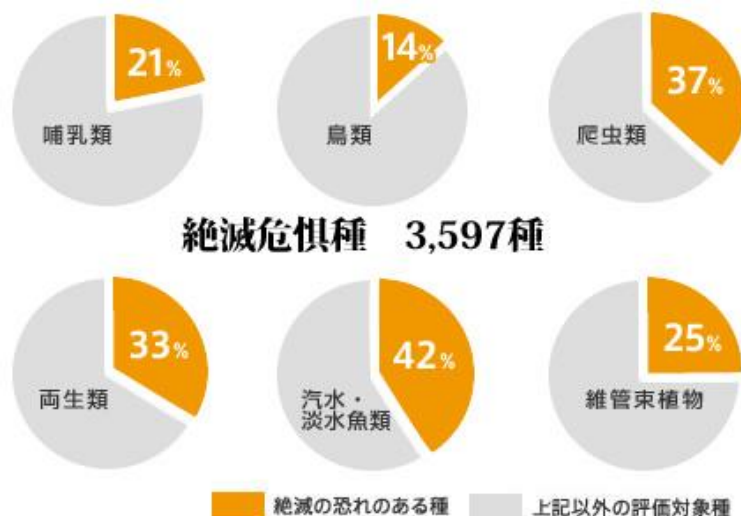
生物多様性とは、簡単に言うと、地球上の生物がバラエティに富んでいること、つまり、複雑で多様な生態系そのものを示す言葉です。しかし、自然環境の悪化に伴い、この生物の多様性が、これまでにない早さで刻一刻と失われつつあります。

2019（令和元）年5月、国連教育科学文化機関（UNESCO）はグローバル評価報告書を発表し、今後数十年で、およそ 100 万種の生物が絶滅するおそれがあることを公表し、その保護は「気候変動対策と同様、きわめて重要」としました。また、地球上の種の絶滅は、人間活動による影響が主な要因で、そのスピードは、自然状態の約 100～1,000 倍にも達していると言われています。

日本の生物多様性に目を向けると、以下の4つの危機にさらされています。

- ① 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- ② 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- ③ 外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱
- ④ 地球環境の変化による危機

上記4つの危機の影響により、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しています。私たちが、古くから慣れ親しんできたメダカやドジョウも、絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）に、掲載されるようになりました。



絶滅のおそれのある日本の野生生物

出典 環境省 生物多様性ホームページ

我が国においては、2012（平成 24）年に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されましたが、計画期間を終えるため、2020（令和 2）年より次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が行われています。

東京都でも、2012（平成 24）年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しました。この計画が 2020（令和 2）年に計画期間を終えるため、2019（令和元）年 12 月から生物多様性地域戦略の改定に向けた検討を開始しています。

(5) SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、2030（令和12）年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。特に環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動対策、海洋資源の保全、生物多様性等の視点が新たに盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっています。

本計画では、各柱とSDGsとの関わりを示すため、17の目標のうち関連するSDGsの目標アイコンを掲載しています。

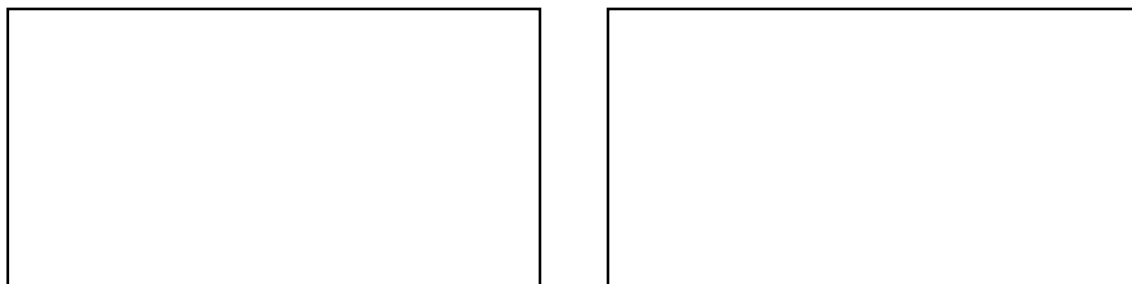


column▶ コラムタイトル

(6) 新型コロナウイルスによる影響

2019（令和元）年12月以降、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の世界的大流行（パンデミック）により、「新しい生活様式」への対応も急務となり、テレワークや時差出勤等、働き方への柔軟性が求められています。

また、様々な環境イベントも中止、あるいはオンラインでの開催等、人が集まる環境施策や事業においても、適切に対応していくことが求められています。



テレワークの写真やオンラインイベントの写真等を挿入

そして、気候危機や環境対策に重点を置き、コロナ禍からの復興を目指す「グリーンリカバリー」も欧州を中心に注目を集めています。国内においては、2020（令和2）年6月に、環境省と気候変動イニシアティブ（気候変動対策に積極的に取り組む企業や自治体、団体、NGOなどのネットワーク）での意見交換会が行われ、脱炭素社会への移行、循環経済への移行、そして自律分散型社会への移行、という3つの移行への重要性が再認識されました。これに併せ、東京都でも、環境はもとより、人々の持続可能な生活を実現する観点まで広げた「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を進め、強靱で持続可能な社会を創っていくことを推進しています。

2 区の動向

(1) 環境の概況と区民生活への影響について

ア 気温の上昇

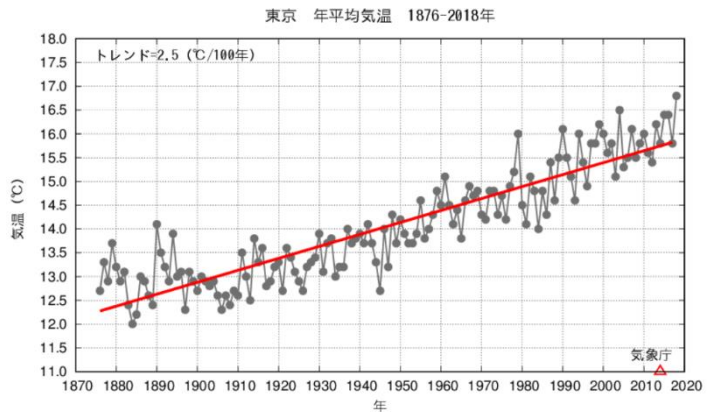
東京観測所(気象庁)のデータによると、ここ100年で、東京の平均気温は約2.5℃上昇しています。これは温暖化に加え、ヒートアイランド現象の影響も受けています。

このような気温上昇の影響により、区民の健康や生活にも、深刻な影響がでています。例えば、熱中症で緊急搬送される患者が増加しています。

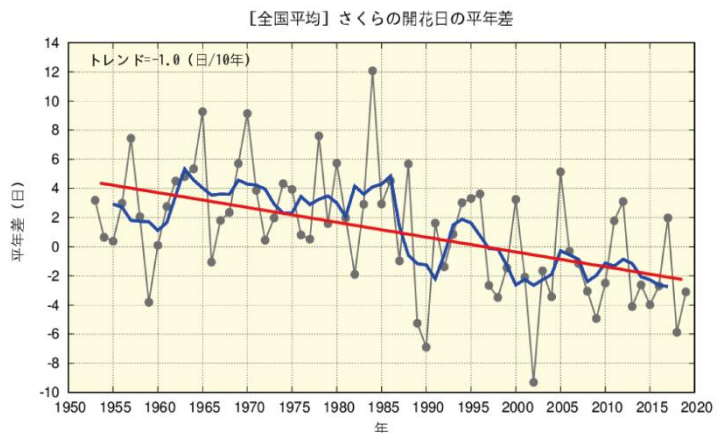
また、海水温が上昇すると、台風が発生することも多くなり、2019(令和元)年には、平年より多い29個(平年値25.6個)の台風が発生し、日本への接近数も平年より多い15個(平年値11.4個)、その中で、台風15号と19号は、上陸時の最大風速が40m/sと、東日本に上陸した台風の強さとしては、統計の残る1991年以降において最も強い勢力であり、各地で大雨による被害をもたらしました。

また、気温の上昇は、私たちが口にする食料、伝統・文化、季節感にも影響し、農作物の作付適地の変化や、サクラの開花期が年々早まるなど(1953年以降、10年あたり1.0日の変化率で早くなっています)、ごく身近な事にも、直接・間接的に影響が見られます。

さらに、区内で見られる生物の種数や数にも、少なからず影響していると言われ、外から侵入してきた生命力の強い外来種が増加し、古くからこの地域の環境に適應してきた在来種が、減少している傾向が見られます。



グラフ: 気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)より

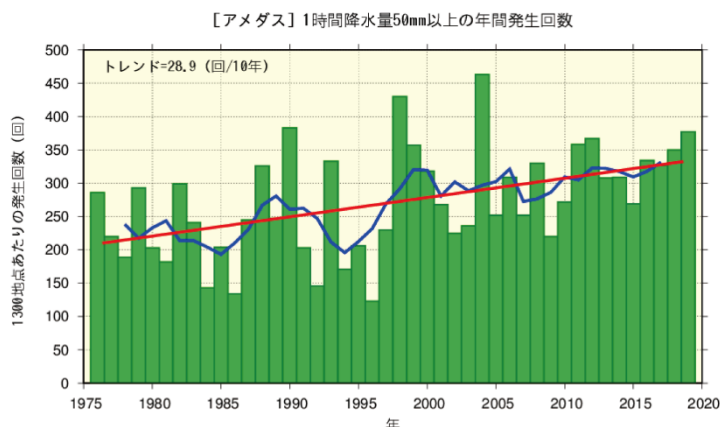


グラフ: 気候変動監視レポート 2019 より

イ 極端な雨の降り方

全国の降雨量の年次推移には、あまり顕著な傾向がみられません。ただし、1時間降水量50mm以上の短時間強雨の年間発生回数は、増加しています（80mm以上のデータも同様に増加）。つまり、雨の降り方が極端となり、短時間の間に非常に激しい雨が降り、少ない時は全く降らない、という雨の降り方に、極端化している傾向がみられます。

非常に強い雨が集中して起きると、洪水による被害の数も増えて、区民の健康のみならず命さえも危険な状況となります。

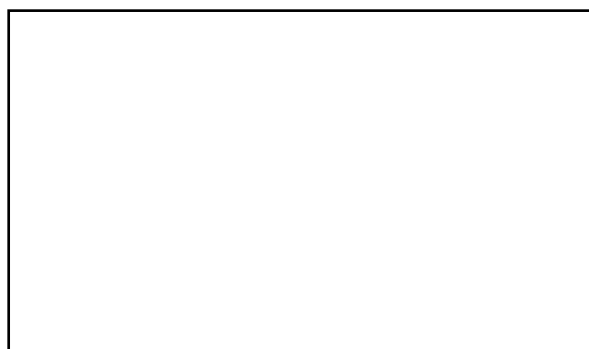


グラフ: 気候変動監視レポート 2019 より

ウ 新型コロナウイルス

新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の流行により、区民の生活スタイルも見直しを余儀なくされ、在宅勤務やオンライン授業への移行、大勢での会食の自粛など、「新しい生活様式」への対応が、求められるようになりました。

その結果、ネット会議やIT等の活用が一層進み、新しい産業や働き方のスタイルが生まれるというプラスの面もある一方で、各家庭で排出するごみの量が増えたり、各人の接触を避けるため、プラスチックごみが増加するなど、マイナスの面も生じています。



ごみ排出量増加のイメージ写真

(2) 関連計画の策定

ア 足立区一般廃棄物処理計画

2019(令和元)年に「第四次足立区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

策定の背景として、廃棄物の発生抑制や資源化の推進、温室効果ガス削減などの強化が求められるとともに、東日本大震災を教訓とした災害廃棄物処理体制の構築や水銀含有廃棄物の適正処理についても喫緊の課題となっています。

また環境負荷の少ない資源循環型社会を構築することを基本理念として、まちの美化や3Rの推進についても進めていく必要があり、清掃リサイクル事業を取り巻く状況の変化や、それに伴う国・東京都の計画の改定や法整備等への対応が求められています。

ごみの発生を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会を構築するには、とりわけリデュース「ごみを作り出さない」、リユース「繰り返し使う」の実践が不可欠となっており、さらに、リサイクル「再資源化する」へと、区民のライフスタイルそのものの転換を目指していかなければいけないため、区民一人ひとりの生活様式の見直しも含めて、従来の生産・消費・廃棄の社会経済活動の発想の転換のもと、持続可能な循環型社会の形成が区の目指す姿です。

イ 足立区災害廃棄物処理計画

2019(平成31)年3月に「足立区災害廃棄物処理計画」を策定しました。

策定の背景として、近年、東日本大震災をはじめとして全国各地で大規模地震や集中豪雨が多発しており、被害も激甚化しています。それらの災害に伴って発生する膨大な量の災害廃棄物は、ライフラインや交通の途絶など多大な影響を及ぼし、生活基盤の再建の妨げとなっています。

国は、東日本大震災で得られた様々な経験や知見を踏まえ、2014(平成26)年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定(平成30年3月改定)し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正、廃棄物処理法の基本方針へ災害廃棄物対策事項を追加する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組みを進めています。

東京都においては、2017(平成29)年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、計画の実効性を高めるため、マニュアルの策定に取り組んでいます。

「足立区災害廃棄物処理計画」は、上記関連指針・計画等と整合を図りつつ、「足立区地域防災計画」を補完するものとして災害時における区内の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定め、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止することを目的としています。

(3) 足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

区と区議会は、足立区環境審議会の意見を踏まえ、気候が地域を超えた非常事態であるとの認識をすべての区民・事業者・団体などと共有し、国や他自治体、企業とも連携を図りつつ、オール足立で2050（令和32）年までにCO₂排出実質ゼロをめざすことを2021（令和3）年3月23日に宣言しました。

ア ゼロ宣言に至った経緯

世界

- ◆ 気候非常事態に直面
- ◆ 地球温暖化の影響により、毎年のように深刻な被害がもたらされている
- ◆ 「パリ協定」が採択【2015年】
- ◆ IPCCの特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と報告【2018年】

【気候非常事態とは】

世界は今、気候非常事態に直面しています。これまでにない豪雨や熱波などの異常気象は、大規模な災害を引き起こし、人類を含む様々な生き物に対する脅威となっています。

国

- ◆ 2050年にカーボンニュートラルを目指すことを宣言【2020年10月】
- ◆ 地球温暖化対策推進本部において、2050年に向けた取組について議論【2020年10月】

東京都

- ◆ U20東京メイヤーズ・サミットで、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献することを宣言【2019年5月】
- ◆ 「ゼロエミッション東京戦略」を策定【2019年12月】

足立区

- ◆ 足立区環境審議会において審議【2021年1月】
- ◆ 足立区議会において議案の審議【2021年2月】
- ◆ 足立区議会本会議にて、全会一致で可決【2021年3月】

足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

東京23区初となる足立区と足立区議会による共同宣言の表明
【2021年3月】

イ ゼロ宣言の内容



足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

世界は今、気候非常事態に直面しています。

これまでにない豪雨や干ばつ、熱波等の異常気象は、大規模な災害を引き起こし、生態系に異変をもたらすなど、人類を含む様々な生き物に対する脅威となっています。また、足立区においても、毎年、猛暑による熱中症で多くの方が搬送されるばかりか、2019年には、記録的雨量による河川氾濫のおそれから3万人以上の区民が避難するなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

これらの異常気象の主な原因は、地球温暖化だと考えられています。人類の活動により、大量に排出してきた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、地球の気温を上昇させてきたのです。

2015年、日本を含む世界の国々は、世界の平均気温上昇を抑えるための国際的な取り決めであるパリ協定に合意しました。その後、多くの国が温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、大気中への二酸化炭素の排出を実質ゼロにする目標を掲げています。日本政府も、2050年までに排出を実質ゼロにする「カーボン・ニュートラル」を表明し、同様の動きは、自治体や企業にも広がっています。

地球温暖化は、決して他人事ではありません。これからの私たちの行動が地球の将来を決めるのです。豊かな川の流れや桜の花が咲き誇る「あだち」を、未来に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責任です。

足立区と足立区議会は、すべての区民・事業者・団体等と、気候が地域を超えた非常事態であるとの認識を共有し、国や他の自治体、企業とも連携を図り、オール足立で2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言します。

- 1 二酸化炭素を排出しないエネルギーを最大限に活用する社会への転換に貢献します。
- 2 貴重な資源を持続的に利用できる循環型システムの構築に貢献します。
- 3 これらの実現に向け、すべてのひとの積極的な行動を促します。

2021年3月23日

足立区長 近藤 弥生

足立区議会議長 鹿浜 昭

ページ調整

3 第三次足立区環境基本計画の進捗状況

| 施策群 | 指標 | 単位 | 目標値 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--|-----------------------|--------------------|---------|---------|---------|---------------|---------------|---------------|
| 柱1 地球温暖化・エネルギー対策(足立区地球温暖化対策実行計画) | | | | | | | | |
| 1-1 | 省エネルギーを心がけている人の割合 | % | 70.0 | 51.3 | 52.6 | 45.8 | 50.3 | 46.4 |
| 1-2 | 区内の再生可能エネルギーの導入容量(累計) | kW | 36,000 | 33,818 | 35,031 | 36,600 | 38,017 | 39,280 |
| 1-3 | 熱中症で搬送される患者数 | 人 | 160 | 197 | 202 | 536 | 406 | 400 |
| 区内の年間CO ₂ 排出量 ※当該年度に判明した2年前の数値 ※足立区地球温暖化対策実行計画で定める削減目標 | | 千t-CO ₂ | 1,970 | 2,427 | 2,287 | 2,187 | 2,202 | 2,146 |
| <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーを心がけている人の割合は、減少傾向で推移しています。 区内の再生可能エネルギーの導入容量(累計)は、2018年度に目標値を達成し、その後も着実に増加しています。 熱中症で搬送される患者数は、気候変動による気温上昇の影響により増加傾向で推移しています。 区内の年間CO₂排出量は、減少傾向で推移しています。 | | | | | | | | |
| 柱2 循環型社会の構築 | | | | | | | | |
| 2-1 | 1人1日あたりの家庭ごみ排出量 | g | 470 | 549.9 | 539.9 | 531 | 533 | 547.2 |
| 2-2 | 資源化率 | % | 27.0 | 19.49 | 19.10 | 19.08 | 19.05 | 19.98 |
| 2-3 | 区内のごみ量 | t | 158,400 | 179,756 | 177,519 | 177,724 | 178,658 | 177,741 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1人1日あたりの家庭ごみ排出量は、2019年度までは減少傾向にありましたが、2020年度は増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅で過ごす時間が増加したことによるものと考えられます。 資源化率は、横ばいで推移しています。 区内のごみ量は、概ね横ばいで推移しています。 | | | | | | | | |

※表中の太字は目標達成したもの

| 施策群 | 指標 | 単位 | 目標値 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--|-----------------------------------|----|---------|---------|------------|------------|------------|------------|
| 柱3 安全・安心で快適なくらしの確保 | | | | | | | | |
| 3-1 | 工場等に対する公害苦情相談件数 | 件 | 232 | 315 | 373 | 376 | 348 | 425 |
| 3-2 | 地域で自主的に美化活動をしている団体数 | 団体 | 400 | 254 | 319 | 375 | 384 | 396 |
| <ul style="list-style-type: none"> 工場等に対する公害苦情相談件数は、増加傾向で推移しています。2020年度に苦情相談件数が増加した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により自宅で過ごす時間が増加したことによるものと考えられます。 地域で自主的に美化活動をしている団体数は、着実に増加しており、目標値の達成まであと4団体でした。 | | | | | | | | |
| 柱4 自然環境・生物多様性の保全(足立区生物多様性地域戦略) | | | | | | | | |
| 4-1 | 生物とふれあう事業の参加者数 | 人 | 330,600 | 307,651 | 338,463 | 342,673 | 313,590 | 28,813 |
| 4-2 | 区民参加型の生物調査の参加者数 | 人 | 200 | 40 | 40 | 198 | 152 | 135 |
| 4-3 | 樹木被覆地率 | % | 8.7 | 8.3 | 9.4 | 9.4 | 9.4 | 9.4 |
| <ul style="list-style-type: none"> 生物とふれあう事業の参加者数及び区民参加型の生物調査の参加者数は、2018年度まで増加していましたが、2019年度以降は天候不良や新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。 樹木被覆地率は、2018年度に目標値を達成しました。 | | | | | | | | |
| 柱5 学びと行動のしくみづくり(足立区環境教育等行動計画) | | | | | | | | |
| 5-1 | 環境に配慮した製品を選んで使う人の割合 | % | 25.0 | 12.0 | 11.8 | 10.3 | 10.5 | 11.6 |
| 5-2 | 環境学習プログラムに参加し、修了した人の数(累計) | 人 | 2,000 | 414 | 565 | 720 | 857 | 878 |
| 5-3 | エコ活動ネットワーク足立の登録団体が実施した自主的な環境保全活動数 | 回 | 250 | — | 7 | 162 | 146 | 139 |
| <ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した製品を選んで使う人の割合は、横ばいで推移しています。 環境学習プログラムに参加し、終了した人の数(累計)は、着実に増加しています。 エコ活動ネットワーク足立の登録団体が実施した自主的な環境保全活動数は、2018年度をピークに減少傾向で推移しています。 | | | | | | | | |

※表中の太字は目標達成したもの

第3章 CO₂排出実質ゼロの2050年に向けて

1 CO₂排出実質ゼロ実現に向けた将来像

追加(案)
レイアウトや構成については、
内容確定次第整えます

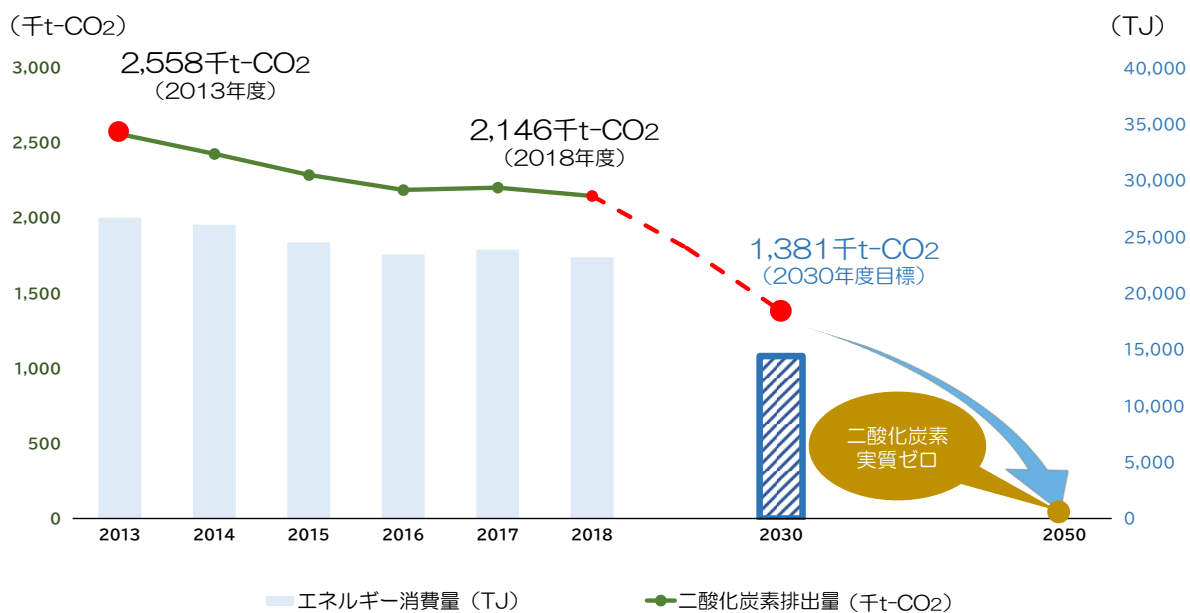
| 部門 | CO ₂ 排出実質ゼロ実現のイメージ |
|-------|--|
| 家庭 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅に自家消費型の太陽光発電が設置され、蓄電池や給湯器を使って晴天の日は夜間も含めて昼発電した再エネ電気を使います。 住宅のゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化やゼロ・エネルギー・ハウス・マンション（ZEH-M）化、断熱性等の向上が進んでおり、光熱費削減やヒートショック回避など健康で快適な住まいが実現しています。 省エネ家電が使われ、センシングやIoT技術でデータが集められ、AIから最適なライフスタイルの提案が受けられます。 エネルギー利用や消費行動の見直しによりサステナブルで豊かなライフスタイルが実現しています。 |
| 産業・業務 | <ul style="list-style-type: none"> 建物に自家消費型の太陽光発電が設置され、建物内の電力を賄います。 建物ではゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化や断熱改修が実施され、省エネ設備やコージェネレーションが採用されることで、光熱費を削減し、平時は夜間電気も含めて再エネが使われます。 |
| 運輸 | <ul style="list-style-type: none"> ゼロ・エネルギー・ビークル（ZEV）が普及し、環境配慮型のマルチエネルギーステーションが社会インフラとして定着しています。 住宅に充電・充放電設備が配備され、住宅の再エネを使って運転ができます。 EVカーシェアリング・EV充電・充放電が可能なマンションではストレスなくEVの利用・保有ができます。 CO₂排出の少ない多様な輸送システムがMaaS（※）で組み合わせられ、シームレスでワンストップな移動手段を享受できます。 <p>※ MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）…様々な交通手段や運営事業者をひとつのサービス上に統合し、より便利な移動を実現する仕組み</p> |
| 廃棄物 | <ul style="list-style-type: none"> 人手に頼らない処理システムと多様な3Rルートにより、レジリエントな廃棄物処理システムが実現しています。 量り売り、シェアリング、リユース容器などの「2Rビジネス」が主流化しています。 食品ロスの発生抑制を基調とした持続可能な循環型社会が実現しています。 多様かつ効率的な回収・輸送ルートと新たな技術により、水平リサイクルが実現しています。 |

| | |
|-------|--|
| エネルギー | <ul style="list-style-type: none"> ・ 再エネを基幹電源とする 100%脱炭素電力が供給されています。電力需給はデジタル技術で管理され、余った電気は地域間で融通されます。 ・ 熱や燃料は、太陽熱、再エネ由来等の水素等のカーボンニュートラルな熱・燃料が使われています。 |
| フロン | <ul style="list-style-type: none"> ・ ノンフロンエアコンや冷凍冷蔵庫等が普及しています。 ・ フロン漏えいゼロに向けた取組みが定着しています。 |
| 吸収源 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園や緑地が整備され、緑豊かな暮らしやすい街並みになっています。 |
| 区施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区施設では敷地に自家消費型の太陽光発電設備が設置されており、電力を賄います。 ・ ZEV の充電設備・充放電設備が整備され、EV のカーシェアリングの拠点となっています。 ・ (DX) (※) によるサテライトオフィス化が図られており、ICT 環境が充実した地域コミュニティの拠点としても機能しています。 <p>※ DX (デジタルトランスフォーメーション) …「IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念</p> |

2 方向性

2050（令和32）年のCO₂排出実質ゼロに向けて、すべての区民・事業者・団体等の積極的な行動を促し、国や東京都、他の自治体と連携し、オール足立で推進していきます。

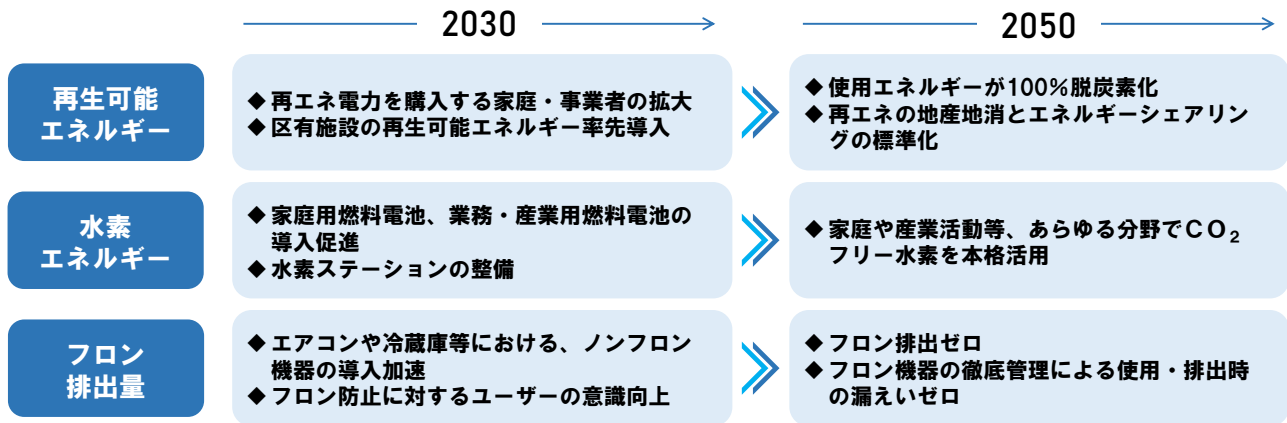
また国と足並みを揃え、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比からCO₂排出量46%削減を目指します。



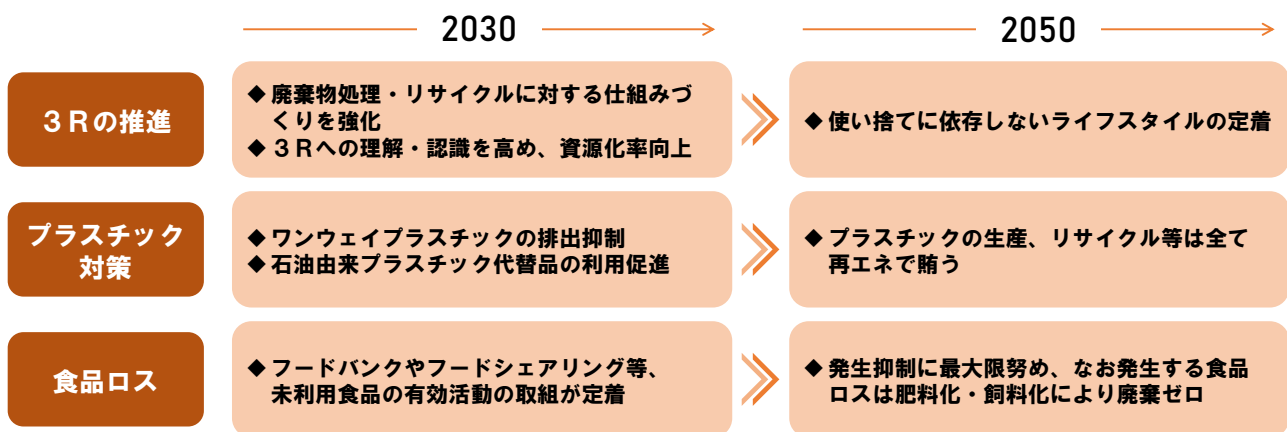
エネルギー消費量と二酸化炭素排出量の推移

足立区は3つの決意のもと、CO₂ 排出実質ゼロを実現します。

二酸化炭素を排出しないエネルギーを最大限に活用する社会への転換に貢献



貴重な資源を持続的に利用できる循環型システムの構築に貢献



これらの実現に向け、すべてのひとの積極的な行動を促す



第4章 計画の体系

1 足立区基本構想における将来像

足立区基本構想において、足立区に暮らす人々が「このまちで暮らせて良かった」と心から思い、真の豊かさを実感することができるように、目標とする足立区の将来像（以下、「区の将来像」といいます。）を掲げています。

**協創力をつくる
活力にあふれ 進化し続ける
ひと・まち 足立**

今後、区が直面する課題や変化を克服するためには、人口減少、少子・超高齢社会を支えるための「活力の維持・確保」とともに、変化に柔軟に対応できる「進化」が求められています。そのためには、これまで進めてきた「協働」をさらに深化、発展させ、区民と行政が変化する状況とともに挑み、解決していくしくみも必要です。

協働を発展させ、多様な主体が互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支え合うしくみである「協創」を進めることで、それぞれの想いや力が重なり合いまちを創る力「協創力」が生まれ、さらに協創力が「活力」と「進化」を相乗作用で生み出すことにより、区の将来像の実現につながっていきます。また、このような区の将来像を実現するためには、将来にわたって環境が保全された持続可能なまちであることが求められるため、本計画における取組みが区の将来像の実現を支える基盤にもなります。

2 環境の視点から目指す姿

本計画において、「環境の視点から目指す姿」を定めます。

これは、上位計画である基本構想の区の将来像を踏まえたものとしますが、環境の保全は、区の将来像の実現を支える基盤でもあるため、両者は相互に深く関わるものです。

足立区は、住宅都市でもあり、中小事業者の多いまちでもあります。日々の暮らしや経済活動によって、環境負荷を生み出しています。一方で、人口が多いことは、一人ひとりの環境保全への取組みが大きな力となる可能性を秘めていることも示しています。一人ひとりが未来の地球を思い、つながり、そして行動することで、「地球にやさしいひと」になります。多くの「地球にやさしいひと」の力を結集し、日本で一番「地球にやさしいひとのまち」を目指します。

足立区基本構想の目指す将来像

協創力でつくる 活力にあふれ進化し続ける ひと・まち 足立

環境の視点から目指す姿

基本方針 地球にやさしい ひと のまち

かけがえのない地球環境を守るため、
すべての ひと が自ら学び考え、実践するまち

足立区で暮らし、働き、活動するすべての「ひと」が、環境について学び、自ら率先して環境負荷の少ない行動を選択して実践します。

この一つひとつの行動がつながり、区内全体に広がり、将来にわたって環境負荷の少ない快適で持続可能なまち。

そんな、日本で一番「地球にやさしい ひと のまち」を目指します。

※「ひと」には、区民だけでなく、区内在勤・在学者、事業者・団体・NPO など区に関わるあらゆる主体を含みます

目指す姿を実現するために、本計画では4つの視点を定めました。この視点を踏まえて、5つの柱の施策に取組み、「地球にやさしいひとのまち」を実現していきます。なお、5つの柱のうち、「学びと行動のしくみづくり」は、他の柱の施策や取組みのベースとなる分野横断的な柱に位置付けます。

視点1

学び考え、
行動する『ひと』

地球環境を意識して、未来のために自発的に行動するとともにその輪を広げていく「ひと」

視点2

環境負荷の
少ない『暮らし』

すべての「ひと」が実践する低炭素、資源循環、自然共生型の暮らし

視点3

環境と
調和した『まち』

みどりや水辺環境が保全され、豊かな自然環境と便利で快適な都市機能とが調和したまち

視点4

「ひと」と活動を
支える『区』

自ら学び考え、行動する「ひと」を育成し、つなげ、活躍するしくみづくりで活動を支える区

柱1

地球温暖化・
エネルギー
対策

柱2

循環型
社会の構築

柱3

生活環境の
維持・保全

柱4

自然環境・
生物多様性
の保全

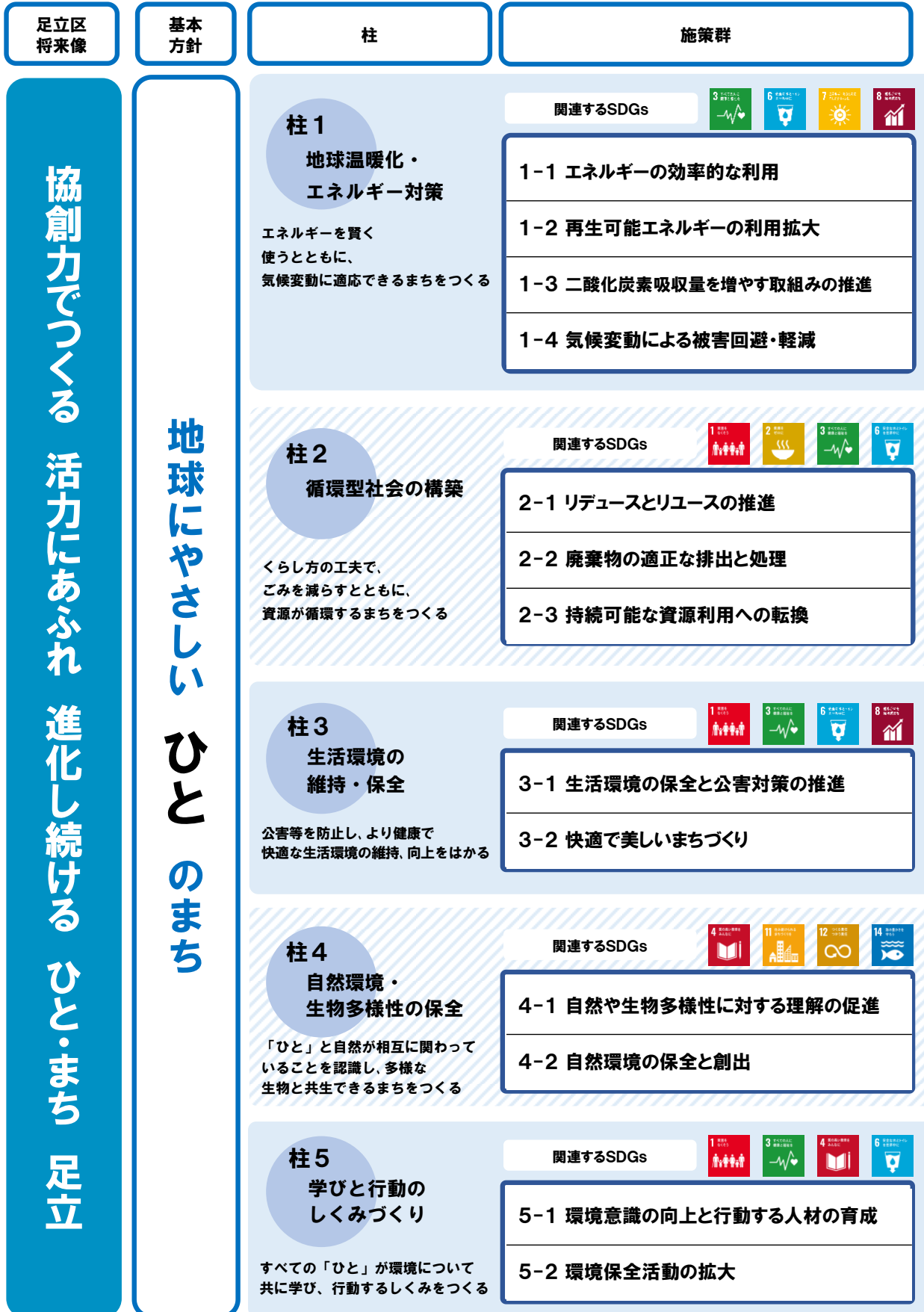
柱5

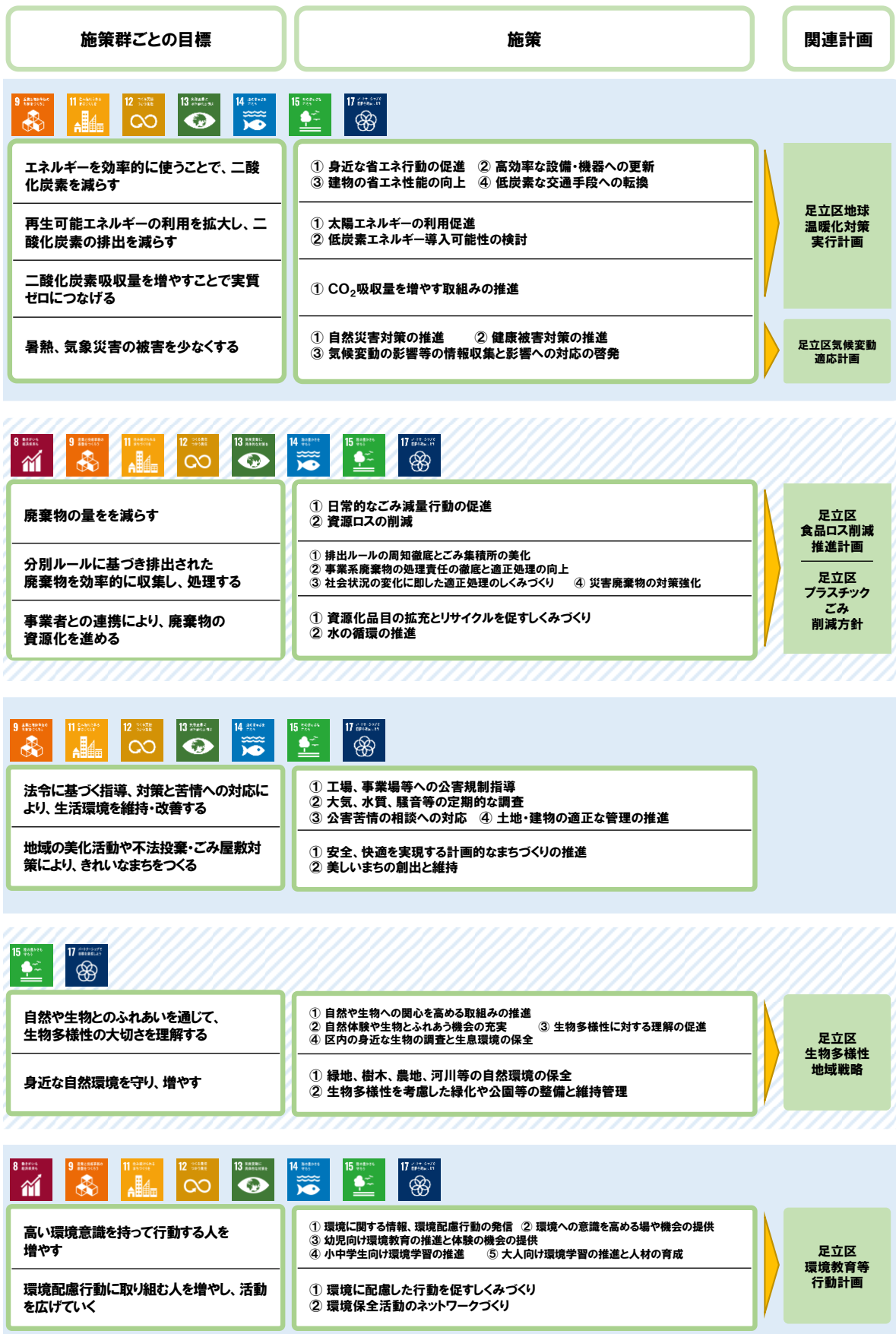
学びと行動
のしくみ
づくり

4つの視点と5つの柱

5つの柱には、4つの視点の考え方を含んだ施策・取組みがそれぞれ定められています。各柱の詳細な内容は、第5章（〇～〇ページ）をご覧ください。

3 計画の基本体系





第5章 各柱の施策

各施策群の見方

【施策群・目標】

柱ごとに施策群を設け、さらに目標を設定しています。

【関連計画】

含まれる計画名を記載しています。

【成果指標】

目標の達成状況を数値で把握します。

【活動指標】

成果指標につながる活動や取組状況等を把握します。

【コラム】

わかりにくい言葉や内容について、コラムとして写真や図を掲載し、説明を加えています。

施策群 1-1 エネルギーの効率的な利用

足立区地球温暖化対策実行計画

地球温暖化による気候変動の影響により、毎年のように深刻な被害がもたらされているほか、区では2050（令和32）年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指しています。限りあるエネルギーをできる限り効率的に使い、区民・事業者・団体等と連携を図り、オール足立で二酸化炭素排出量を減らすことは、将来世代に持続可能な社会をバトンタッチしていくためにも欠かせない取組みです。区民、事業者等に対し、省エネをわかりやすく啓発し、日々の身近な行動を促すソフト面の対策とともに、機器・設備の更新や建物の省エネ性能向上など、ハード面の対策にも取り組むことで、区内のエネルギー使用量の減少を推進します。

目 標

- エネルギーを効率的に使うことで、二酸化炭素排出を減らす

成果指標と活動指標

| | 現状値(2018年度) | 目標値(2024年度) | 目標値(2030年度) |
|-------------|----------------------|---------------------------|---------------------------|
| 成果指標 | ■ 区内のエネルギー使用量【低減目標】 | | |
| | (直近の実績) 23.175TJ※ | 18,679TJ (2013年度比▲30%) | 14,409TJ (2013年度比▲46%) |
| 活動指標 | ■ 助成制度による省エネ支援件数 | | |
| | 新規設定により実績なし | 410件 | 410件 |
| | ■ 省エネルギーを心がけている区民の割合 | | |
| 46.4% | 70% | 75% | |

※ TJ(テラジュール)…テラは10の12乗のことで、ジュールは熱量単位



column▶ 家庭におけるエネルギー使用量

エネルギーの単位として、電気は「kWh(キロワットアワー)」、ガスは「m³(リューベリ)」などが使われています。エネルギー消費量を計算する際に、それぞれの単位を揃えて、分かりやすくするために「J(ジュール)」が使われています。関東甲信地方での世帯当たり年間エネルギー消費量は、2017(平成29)年度で「30.8GJ(ギガジュール)」となっています。

※ 環境省のホームページ「2017年度の過程のエネルギー事業を知る」を基に作成

【施策と具体的な取組】

計画期間内に取り組む主な施策を、項目ごとに一覧表で表示しています。

| 施策と具体的な取組み | |
|---|---|
| ① 身近な省エネ行動の促進 | |
| ●CO ₂ 排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信 | |
| ●事業者の省エネ行動の拡大 | |
| ●高齢化対策につながる取組み | |
| ・ クールスポットの活用による高齢者の熱中症対策や孤立防止など | |
| ●大学等と連携した若年層向けの取組み | |
| ●省エネキャンペーンの実施 | |
| ●Aメールやクックパッド「東京あだち食堂」等を通した旬の食べものや食材の地産地消の啓発 | |
| ② 高効率な設備・機器への更新 | |
| ●省エネルギーにつながる高効率で環境に配慮した設備・機器の情報提供・普及促進 | |
| ●効果的な補助制度と継続的な普及のしくみの検討 | |
| ●区施設の設備・機器の計画的な更新 | |
| ●事業者のフロン排出防止策に向けた事業者への普及・啓発 | |
| ③ 建物の省エネ性能の向上 | |
| ●新築建物の省エネ性能向上や法令等への適合のための対策の推進 | |
| ●遮熱塗装や二重窓の導入支援による断熱性の向上 | |
| ●HEMS の導入支援による建物の省エネ対策の促進 | |
| ●住宅の省エネ性能表示制度のPR | |
| ●新築、改築する区施設の省エネ化の推進 | |
| ④ 低炭素な交通手段への転換 | |
| ●公共交通・自転車を優先的に利用した移動の促進 | |
| ●エコドライブの啓発 | |
| ●ZEV への買い替え促進 | |
| ●自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用の環境整備 | |
| ●区公用車両の ZEV 化 | |
| 施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット） | |
|  7.3 エネルギー効率の改善率を増やす |  9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる |

【施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット）】

関連する施策群に、特に関係が深いSDGsの169のターゲットを記載しています。

※ 環境省「すべての企業が持続的に発展するためにー持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイドー資料編 [第2版]」を参考に作成

柱1 地球温暖化・エネルギー対策

■足立区地球温暖化対策実行計画

■足立区における気候変動の影響に備える計画（足立区気候変動適応計画）



目標

**エネルギーを賢く使うとともに、
気候変動に適応できるまちをつくる**

現状と課題

1 エネルギー使用量と二酸化炭素排出量

2018（平成 30）年度の区内のエネルギー使用量を部門別にみると、家庭部門が 39.5%と最も多く、次いで運輸部門が 29.6%、オフィスや商業施設などの業務部門が 21.4%と続きます。

二酸化炭素排出量では、家庭部門が 38.7%と最も多く、次いで業務部門が 24.3%、運輸部門が 23.2%となっており、東京都全体の部門別割合と比較すると、当区は家庭部門及び運輸部門の割合が大きいという特徴があります。

また、二酸化炭素排出量は 2,146 千 t-CO₂、2013（平成 25）年度比で 16.1%（412 千 t-CO₂）減少しており、全体的には微減傾向で推移しています。

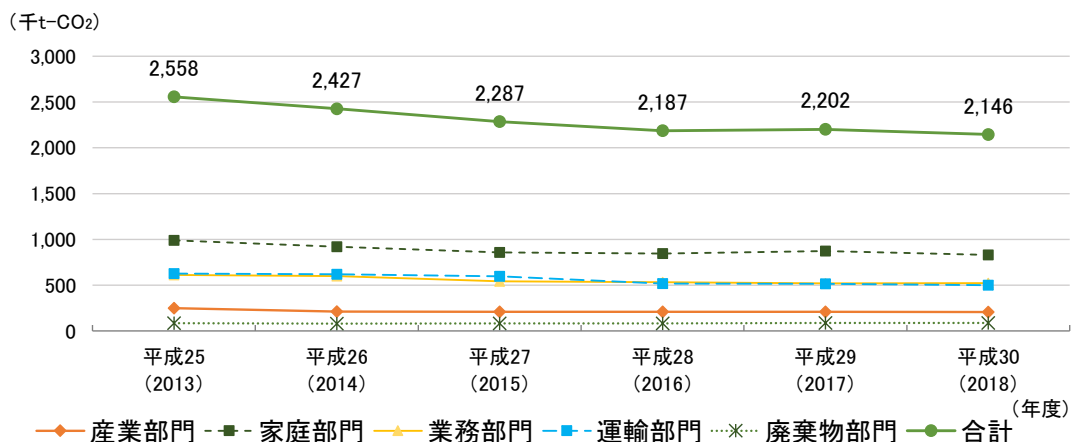


図 二酸化炭素排出量の推移

出典 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

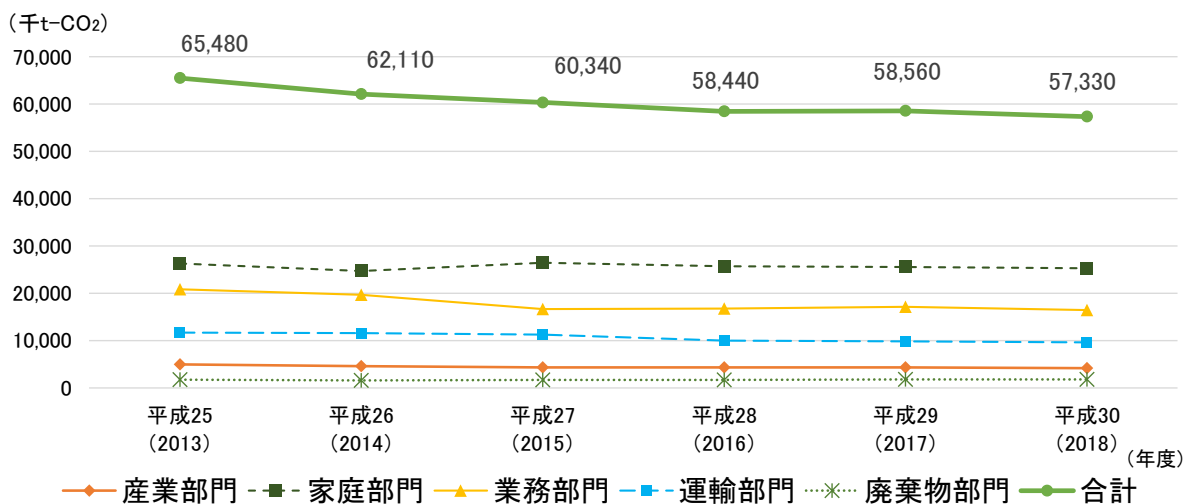


図 東京都の二酸化炭素排出量の推移

出典 東京都環境局「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査」をもとに作成

区内のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量は、家庭部門と運輸部門の占める割合が大きいという特徴があるため、家庭部門からの排出量の削減に向けて、より一層、区民の理解と協力を得る取組みを推進することが必要です。また、自動車からの排出量の削減に向けても、対策を強化する必要があります。

2 再生可能エネルギーの活用

太陽光発電システム設置費補助金などによる支援を推進しており、2020（令和2）年度の補助件数は183件、前年度より41件の増加です。また、区全体の太陽光発電システム導入容量は30,087kWで23区中第3位となっています。

公共施設をはじめ、民間施設や住宅においても、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの活用を、より一層拡大していくことが必要です。

3 二酸化炭素吸収量

区では、認証を受けた森林吸収系のオフセット・クレジットを友好都市等から調達し、カーボン・オフセットを実施しています。2020（令和2）年度は、足立清掃事務所の電力使用に伴うCO₂排出量225tのうち、210t（約93%）のカーボン・オフセットを実施しました。

区や区民による緑化、友好都市との連携による森林整備等により吸収量を見える化することで区民の関心と協力を得て、CO₂吸収量をより一層拡大していくことが必要です。

4 気候変動による影響・被害

温室効果ガスの濃度は上昇傾向にあり、地球温暖化も進んでいます。その影響により、すでに各地に夏の暑さや、極端な気象現象の増加などによる影響が現れ始めています。

特に都市部では、ヒートアイランド現象も加わり、猛暑日や熱帯夜が増加傾向にあり

ます。2020（令和2）年度に熱中症で搬送された患者数は、区内で400人です。そのうち亡くなられた方は17人で、そのうち65歳以上の方が12人となっています。

また、「ゲリラ豪雨」と呼ばれる現象も増加しており、都市型の水害などのリスクも増えています。

今後も猛暑日や熱帯夜が増え、台風や水害による被害が増加していくことが予想されるため、区民の生命と財産を守るためには、気候変動による被害に備える対策と、区民への周知・啓発の推進は、喫緊の課題であると言えます。

追加

柱1における「成果指標」と「活動指標」について

柱1「施策群1-1」、「施策群1-2」、「施策群1-3」に記載の「成果指標」と「活動指標」の目標値は、本計画の目標年度である「2024年度」の目標値に加え、前述の各施策群に位置付けられている「足立区地球温暖化対策実行計画」の目標年度である「2030年度」の目標値を併せて記載しています。

また2030年度の目標値の設定は、「足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行い、達成に向けての中期目標としても設定しています。

■ 環境基本計画を含む計画等

柱1は、足立区地球温暖化対策実行計画及び、（仮称）足立区気候変動適応計画を兼ねるものです。

| 足立区地球温暖化対策実行計画 | |
|----------------|--|
| 目標年度 | 2030（令和12）年度 |
| 目標 | 区内の年間CO ₂ 排出量を2030（令和12）年度までに、2013（平成25）年度比で46%削減 |
| 長期目標 | 2050年の二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざす |
| 該当する施策 | 柱1「地球温暖化・エネルギー対策」の施策群1-1、1-2、1-3の施策が該当します |

| （仮称）足立区気候変動適応計画※ | |
|------------------|-----------------------------------|
| 目標年度 | 2024（令和6）年度 |
| 目標 | 暑熱、気象災害の被害を少なくする |
| 該当する施策 | 柱1「地球温暖化・エネルギー対策」の施策群1-4の施策が該当します |

※ 新たに策定し、位置付けた計画

ページ調整

地球温暖化による気候変動の影響により、毎年のように深刻な被害がもたらされているなか、区では 2050（令和 32）年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指しています。

限りあるエネルギーをできる限り効率的に使い、区民・事業者・団体等と連携を図り、オール足立で二酸化炭素排出量を減らすことは、将来世代に持続可能な社会をバトンタッチしていくためにも欠かせない取り組みです。

区民、事業者等に対し、省エネをわかりやすく啓発し、日々の身近な行動を促すソフト面の対策とともに、機器・設備の更新や建物の省エネ性能向上など、ハード面の対策にも取り組むことで、区内のエネルギー使用量の減少を推進します。

目 標

- エネルギーを効率的に使うことで、二酸化炭素排出を減らす

成果指標と活動指標

| 成 果 指 標 | 現状値(2018 年度) | 目標値(2024 年度) | 目標値(2030 年度) |
|----------------------|----------------------|----------------------------|----------------------------|
| | ■ 区内のエネルギー使用量【低減目標】 | | |
| | (直近の実績) 23,175TJ※ | 18,679TJ (2013 年度比▲30%) | 14,409TJ (2013 年度比▲46%) |
| 活 動 指 標 | 現状値(2020 年度) | 目標値(2024 年度) | 目標値(2030 年度) |
| | ■ 助成制度による省エネ支援件数 | | |
| | 新規設定により 実績なし | 410 件 | 410 件 |
| ■ 省エネルギーを心がけている区民の割合 | | | |
| | 46.4% | 70% | 75% |

※ TJ(テラジュール)…テラは 10 の 12 乗のことで、ジュールは熱量単位

追加

column▶ 家庭におけるエネルギー使用量

エネルギーの単位として、電気は「kWh（キロワットアワー）」、ガスは「m³（立方メートル）」などが使われています。エネルギー消費量を計算する際に、それぞれの単位を揃えて、分かりやすくするために「J（ジュール）」が使われています。関東甲信地方での世帯当たり年間エネルギー消費量は、2017（平成 29）年度で「約 0.03TJ（テラジュール）」となっていますので、2018 年度の「23,175TJ」から 2030 年度の目標値である「14,409TJ」を達成するためには、約 28 万世帯分の削減が必要です。

※ 環境省のホームページ『2017 年度の家庭のエネルギー事情を知る』を基に作成

施策と具体的な取組み

① 身近な省エネ行動の促進

- CO₂ 排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信
- 事業者の省エネ行動の拡大
- 高齢化対策につながる取組み
 - ◆ クールスポットの活用による高齢者の熱中症対策や孤立防止など
- 大学等と連携した若年層向けの取組み
- 省エネキャンペーンの実施
- Aメールやクックパッド「東京あだち食堂」等を通じた旬の食べものや食材の地産地消の啓発

② 高効率な設備・機器への更新

- 省エネルギーにつながる高効率で環境に配慮した設備・機器の情報提供・普及促進
- 効果的な補助制度と継続的な普及のしくみの検討
- 区施設の設備・機器の計画的な更新
- 事業者のフロン排出防止策に向けた事業者への普及・啓発

③ 建物の省エネ性能の向上

- 新築建物の省エネ性能向上や法令等への適合のための対策の推進
- 遮熱塗装や二重窓の導入支援による断熱性の向上
- HEMS の導入支援による建物の省エネ対策の促進
- 住宅の省エネ性能表示制度のPR
- 新築、改築する区施設の省エネ化の推進

④ 低炭素な交通手段への転換

- 公共交通・自転車を優先的に利用した移動の促進
- エコドライブの啓発
- ZEV への買い替え促進
- 自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用の環境整備
- 区公用車両の ZEV 化

施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット）

| | | | |
|---|---------------------|--|---|
|  <p>7 エネルギーを効率的に 使おう</p> | 7.3 エネルギー効率の改善率を増やす |  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> | 9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる |
|---|---------------------|--|---|

太陽・水・風・地熱などの再生可能エネルギーの利用拡大は、化石燃料の利用を減らし、二酸化炭素の排出削減につながります。再生可能エネルギーの中で最も利用しやすい太陽エネルギーについて、区民、事業者等への導入支援と、区施設へ率先的に導入を進め、区内で創出する再生可能エネルギーを増やします。

あわせて、二酸化炭素を排出しない、または石油よりも二酸化炭素排出量が少ない天然ガス等の低炭素エネルギー源に関する情報収集を進め、導入の可能性を検討します。

目 標

見直し

- 再生可能エネルギーの利用を拡大し、二酸化炭素の排出を減らす

成果指標と活動指標

| 成 果 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) | 目標値(2030年度) |
|---------------------|-------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | ■ 再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素排出削減効果量 | | |
| | 19,000t-CO ₂ | 22,000t-CO ₂ | 29,000t-CO ₂ |
| 活 動 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) | 目標値(2030年度) |
| | ■ 区の助成による年間の太陽光発電の導入量 | | |
| | 827kW | 850kW | 1,000kW |
| ■ 再生可能エネルギーの導入量(累計) | | | |
| | 39,280kW | 45,000kW | 61,468kW |

追加

column▶ 太陽光発電システム設置による二酸化炭素の削減

戸建て住宅1軒が太陽光発電システムを導入すると、年間約3,000kWhの発電が見込まれ、約2トンの二酸化炭素の削減に相当します。戸建住宅のみで導入すると仮定した場合、2030年度の目標値である「二酸化炭素排出削減効果量 29,000t-CO₂」の実現には、約1.4万軒分での設置が必要であると言えます。

施策と具体的な取組み



① 太陽エネルギーの利用促進

- 太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用システムの導入支援
- あだち・そらとつながるプロジェクトの活用
- 区施設における太陽エネルギー利用機器の率先導入
- 住宅や事業所の新築・改築時の太陽エネルギー導入を促進するしくみの検討

② 低炭素エネルギー導入可能性の検討

- 技術の動向や先進事例等に関する情報収集
- 電力会社別の CO₂ 排出係数など、低炭素なエネルギーを選択するための情報提供
- 区施設への多様なエネルギーの導入可能性の検討
- 東京都の動向を踏まえた水素エネルギー活用の検討

施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット）

| | | | |
|--|--|---|--|
|  <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> | <p>7.2 再生可能エネルギーの割合を増やす</p> <p>7.3 エネルギー効率の改善率を増やす</p> |  <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> | <p>13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靭性と適応能力を強化する</p> <p>13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む</p> <p>13.3 気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する</p> |
|--|--|---|--|

緑は、二酸化炭素を吸収するとともに、ヒートアイランド現象の緩和、災害時の延焼防止、さらには、私たちの生活にうらおいとやすらぎを与えてくれます。

区内の限られた緑を保全していくとともに、まちなかの緑化の推進を図りつつ、他の地域と連携しながら、木材の利用や森林吸収系のカーボン・オフセットを推進し、二酸化炭素吸収量を増やす取組みを進めます。

目 標

- 二酸化炭素吸収量を増やすことで実質ゼロにつなげる

成果指標と活動指標

| 成 果 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) | 目標値(2030年度) |
|------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | ■ 区内の二酸化炭素吸収量 | | |
| | 3,744t-CO ₂ | 3,900t-CO ₂ | 4,000t-CO ₂ |

| 活 動 指 標 | 現状値 | 目標値(2024年度) | 目標値(2030年度) | |
|------------------|-----------------------|-------------|-------------|--|
| | ■ 樹木被覆地率 [※] | | | |
| | 9.4% (2017年度) | 9.8% | 10.2% | |
| | ■ 緑化活動に実際に参加した区民の割合 | | | |
| | 13.5% (2020年度) | 17.4% | 18.9% | |

※ 緑の実態調査を実施する概ね5年おきに実績を確認する指標

追加

column▶ 二酸化炭素吸収量を杉の木換算

杉の木の、年間二酸化炭素吸収量は平均 14kg/本とされています。2030年度の目標値である「区内の二酸化炭素吸収量 4,000t-CO₂」を達成すると、約 28.6 万本分の吸収量となります。

※ 杉の木換算(年間吸収量):平均 14kg/本(出典:「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」
環境省/林野庁)

施策と具体的な取組み

① CO₂ 吸収量を増やす取組みの推進

- 民間施設への緑化指導や緑化基準に基づく緑化の推進
- 友好都市や荒川上流沿川の森林保全とカーボン・オフセットの活用・普及啓発
- 新築する区施設での木材利用の推進
- 区民・事業者への木材利用の呼びかけ
 - ◆ 建築時の木質化支援の検討と、木材の活用方法の PR
- 森林等の吸収源対策の推進

施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット）



15.2 森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす



17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する

気候変動による影響は、洪水被害や熱中症をはじめとして、様々なかたちで区民生活にも現れており、その影響がますます大きくなることが予想されます。そのため、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を進める努力のみならず、温暖化がもたらす被害にあらかじめ備えることで、回避・軽減していく「適応策」も同時に推進します。

目 標

- 暑熱、気象災害の被害を少なくする

成果指標と活動指標

| | 現状値(2020年度) | | 目標値(2024年度) |
|--------------------------|------------------------|---|--------------------------|
| 成果指標 | ■ 熱中症や気象災害による死者※【低減目標】 | | |
| | 17人 | ▶ | 0人 |
| 活動指標 | 現状値(2020年度) | | 目標値(2024年度) |
| | ■ 熱中症対策講座受講者数【累計】 | | |
| | 新規指標のため 実績なし | ▶ | 実施所管との調整により 現在、目標値検討中 |
| ■ 河川の氾濫時の避難場所を決めている区民の割合 | | | |
| | 77.0% | ▶ | 80.0% |

見直し

※ 気象災害は、自然災害のうち、風水害(洪水、土砂災害、竜巻等突風のみ)が対象

施策と具体的な取組み

① 自然災害対策の推進

- 洪水時の避難行動計画の作成支援などの集中豪雨等の災害対策の推進
- ハザードマップやマイ・タイムラインの普及拡大
 - ◆ 町会・自治会へのマイ・タイムラインの導入促進
- 足立区防災ナビの普及拡大
- 無電柱化の推進
- 水害や渇水対策の推進

② 健康被害対策の推進

- 熱中症対策の推進
 - ◆ 熱中症対策講座の実施
 - ◆ 熱中症対策や注意喚起につながる催しの開催
- クールスポットの利用促進
- ドライ型ミスト設備の設置検討
- ヒートアイランド対策の推進
- 極端な気象や夏の長期化等に対応した既存対策の強化
- 感染症対策の推進
- 行政手続のオンライン化の促進

追加

③ 気候変動の影響等の情報収集と影響への対応の啓発

- 気候変動の影響予測の情報収集と影響への対応の啓発
- 中長期的な気候変動を考慮した住まいや暮らしなどライフスタイルの検討
- 熱中症予防情報メール等の普及・啓発
- 区内事業者への気候変動による自然災害や熱中症等の被害回避・軽減支援

施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット）

| | | | |
|---|----------------------------------|---|--|
|  | <p>11.b 総合的な災害リスク管理を策定し、実施する</p> |  | <p>13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する</p> <p>13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む</p> <p>13.3 気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する</p> |
|---|----------------------------------|---|--|

ページ調整

柱2 循環型社会の構築

■足立区食品ロス削減推進計画

■足立区プラスチックごみ削減方針



目標

くらし方の工夫で、ごみを減らすとともに
資源循環するまちをつくる

現状と課題

1 ごみの排出量

2020（令和2）年度の区が収集しているごみと事業系持込ごみの量を合わせると177,741tとなり、前年度と比較して約0.5%の減少でした。ここ数年の状況をみると、概ね横ばいで推移しています。

ごみの排出量をさらに減少させるためには、区民に対するごみ出しルールや分別方法、ごみ減量の呼びかけ等を、より一層きめ細やかに発信していく必要があります。

また、さらなる高齢化の進展や区民のライフスタイルの多様化に合わせた、ごみ処理の方法等を検討していく必要もあります。

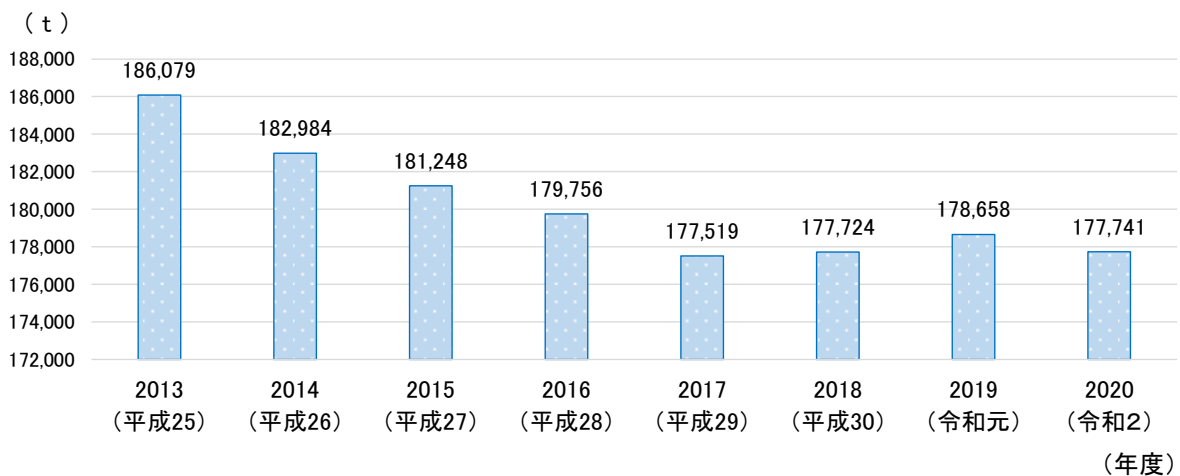


図 ごみ排出量の推移

出典 足立の環境

2 資源回収量

2020（令和2）年度の資源回収量は27,856tで、このうち行政回収が19,377t（約70%）、集団回収が8,478t（約30%）です。行政回収の資源は増加傾向にありますが、集団回収による古紙の回収量が落ちているため、全体としては減少傾向にあります。ただし、2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅勤務が増えるなど、区民の生活様式も大きく変化したため、資源回収量も増加しました。

今後、リユースやリサイクルに対する一層の意識向上をはかりつつ、資源化の対象品目を拡大する等の取組みを進める必要があります。

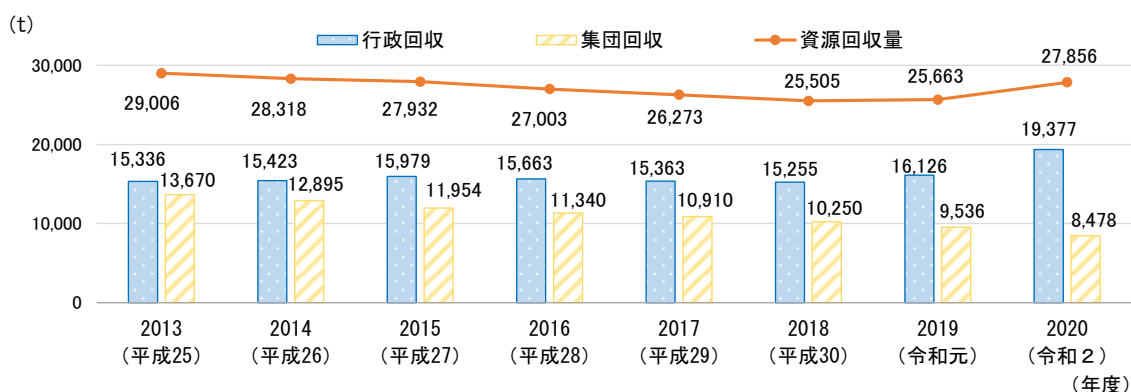


図 資源回収量の経年変化

出典 数字で見る足立

3 食品ロス量の削減

2019（令和元）年度の家庭系食品ロス推計量は7,519t、事業系食品ロス推計量のうち、大規模事業所は3,593t（約70%）、小中規模事業所は1,550t（約30%）で、区内の食品ロス推計量の合計は12,662tです。

食品ロス削減に向けた取組みとしては、区内5カ所にフードドライブ常設窓口を設置し、回収された食品は、食品を必要としている団体や施設に届けています。2021（令和3）年3月末時点で4,778品（1,663kg）の食品が届けられました（2017〔平成29〕年度～2020〔令和2〕年度実績）。なお2020（令和2）年度の回収実績は1,797品（850kg）で、2019（令和元）年度の1,578品（407kg）を大幅に上回っており、常設窓口設置以降、回収量は毎年増加しています。

家庭や飲食店などにおける食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄などによる「食品ロス」を削減するためのしくみづくりとともに、フードドライブやマッチングアプリの周知、区民への普及啓発が必要です。

4 プラスチックごみ削減

プラスチックごみ削減への関心が高まる中、区では、啓発物品等に使い捨てプラスチックの使用を控えるとともに、外部の方が出席する会議のペットボトル等の提供をやめ、マイボトルの持ち込みをお願いしています。また、ペットボトルキャップやインクカートリッジの再資源化等、分別の徹底を図っています。

公共施設におけるプラスチックごみの削減策についても更なる検討を進めていきます。

区民に対しても、より一層マイバッグ、リユース食器、ウォーターサーバーの活用、適正なごみの分別等の周知を徹底し、ポスターコンクールをはじめ、様々な形で取組みを呼び掛けていく必要があります。

環境基本計画における定義

- 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定義と同じ。ごみ、資源化物も含む概念。
- ごみ
 - (1) 区が収集する家庭ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）
 - ※家庭ごみ：区収集事業系ごみ含む（従業員 20 人以下かつ 1 回あたりの排出量が 90 リットル以下の事業者は、有料ごみ処理券を貼付することで区収集ごみとして排出できる）
 - (2) 事業者から清掃工場に持ち込まれたごみ
- 資源化物
 - (1) 区が資源として家庭から収集したもの
 - (2) 集団回収により収集されたもの
 - (3) 資源買取市で買い取られたもの

■ 環境基本計画に含む計画等

柱2は、(仮称)足立区食品ロス削減推進計画及び、(仮称)足立区プラスチックごみ削減方針を兼ねるものです。

| (仮称) 足立区食品ロス削減推進計画※ | |
|---------------------|-------------------------------------|
| 目標年度 | 2030（令和12）年度 |
| 目標 | 2030年度までに2000年度比で半減 |
| 該当する施策 | 柱2「循環型社会の構築」の施策群2-1、2-2の施策の一部が該当します |

| (仮称) 足立区プラスチックごみ削減方針※ | |
|-----------------------|---|
| 該当する施策 | 柱2「循環型社会の構築」の施策群2-1、2-2、2-3の施策の一部が該当します |

※ 新たに策定し、位置付けた計画

ページ調整

私たちの日々の暮らしのなかでは、様々なごみが発生します。しかし、そのごみの排出量を抑えることは、循環型社会を形成する上で、とても大切な取り組みです。

近年、注目されている食品ロスについても、発生させないことを重視した上で、それでも余ってしまう食品は有効活用を図る必要があります。

また、海洋汚染の原因とも言われているプラスチックごみについても、使用をできるだけ抑えるとともに（リデュース）、再利用（リユース）、リサイクルの順で取り組んでいく必要があります。

日々のごみを減らすために、区民や事業者が具体的に行動できるような啓発や情報発信をしていきます。無駄になる資源の削減にも積極的に取り組み、循環型社会を目指していきます。

目 標

■ 廃棄物の量を減らす

成果指標と活動指標

| 成 果 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) | |
|------------------|--|-------------|----------|
| | ■ 区が把握できる廃棄物の量(区収集ごみ+資源化物+事業系持込ごみ)【低減目標】 | 205,746t | 188,000t |
| 活 動 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) | |
| | ■ 区内のごみ量(区収集+事業系持込)【低減目標】 | 177,741t | 158,400t |
| | ■ 1人1日あたりの家庭ごみ排出量【低減目標】 | 547.2g | 470g |

施策と具体的な取組み

食ロス (仮称) 足立区食品ロス削減推進計画に関わりが深い取組

プラ (仮称) 足立区プラスチックごみ削減方針に関わりが深い取組

① 日常的なごみ減量行動の促進

●食品ロスを削減する行動の習慣化を推進

食ロス

- ◆ 買い物に行く前に冷蔵庫をチェックし、必要なものを買う
- ◆ 量り売りやバラ売りなどを活用し、食べきれ的分だけ買う
- ◆ 必要な分だけ調理し、食品ロス削減レシピ活用等により食材を使い切る
- ◆ 冷蔵庫の整理や在庫の把握による賞味期限切れ防止

●プラスチックごみの発生抑制

プラ

- ◆ 使い捨てプラスチック容器包装等のリデュース、使用後の分別意識向上、リサイクル、不法投棄防止を含めた適正な処分の確保の普及啓発
- ◆ マイバッグを利用するとともに、使い捨てのものではなく何度も使えるものや詰め替え可能な製品を買う
- ◆ プラスチック削減に関する講演会の開催
- ◆ プラスチックごみゼロに向けた出前講座
- ◆ 環境基金によるプラスチックに関する技術開発への支援

●ごみの量や重さを減らす取組みの推進

プラ

- ◆ ごみを出す前につぶしたり、水分を除くなど、容積や重量を減らしてから排出する取組みの推進

●ごみの出し方や分別のわかりやすいPR

プラ

●ごみ出しアプリなど情報提供の多言語化推進

●処理経費の発信等ごみ施策の「見える化」の強化

●区、区民、事業者による清掃活動の促進

② 資源ロスの削減

●食品や資源になる紙類等の資源ロス削減

食ロス

●食品ロス削減につながる消費行動の啓発

食ロス



- ◆ 商品棚の手前から取る、賞味期限の理解促進、ドギーバッグ推進の検討など、食品ロス削減につながる行動の啓発

| | |
|--|-----|
| ●食品ロス削減につながるフードドライブやフードバンク、フードフェアリングの推進 | 食ロス |
| ◆ フードシェアリングサービス(アプリ「TABETE」)の区内の参加店舗の拡大 | |
| ●事業系食品ロスの実態把握 | 食ロス |
| ◆ 区内事業者に対する調査等に基づき、事業者に対する働きかけの検討 | |
| ●防災備蓄食品の積極的な有効活用 | 見直し |
| ◆ 希望する町会・自治会への配付や、防災訓練・イベント時の啓発品としての活用、フードバンク等と連携し、食品を必要とする団体への提供等により有効活用する。 | |
| ●使い捨てプラスチックの使用の抑制 | プラ |
| ◆ 使い捨てプラスチックに依存しない生活様式の普及・啓発 | |
| ●簡易な容器包装への転換の促進 | プラ |
| ●マイボトル専用の給水スポットの設置 | プラ |
| ◆ 区施設へのマイボトル専用の給水スポット(ウォーターサーバー)の設置 | |
| ●公共施設の自動販売機において、原則プラスチックを使用しない飲料のみの販売への切り替えを検討 | プラ |

③ 身近なリユースを促すしくみづくり

| | |
|---|----|
| ●イベント等におけるリユース食器の利用促進 | プラ |
| ●Rのお店のPRによる、ごみ減量・リサイクル推進店の利用促進 | プラ |
| Rのお店…区ではリサイクル商品の積極的な販売や買い物袋の持参を推奨するなど、環境保全に配慮した取組を積極的に行う小売店を登録し紹介しています。 | |
| ●事業者等との連携により、家庭の不用品がごみにならないよう再利用を促すしくみの検討 | プラ |

施策群と関連するSDGsの目標(ターゲット)

| | |
|--|---|
|  <p>2 飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする</p> |  <p>12.3 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす</p> <p>12.5 廃棄物の発生を減らす</p> |
|--|---|

ページ調整

循環型社会を構築する上で、限りある資源を有効活用していくことは欠かせません。ごみとして捨てられているものの中にも、資源がたくさん含まれています。2019(令和元)年度は燃やすごみの中に資源が 16.8%含まれていました。2018(平成 30)年度実績は 16.4%、2017(平成 29)年度実績は 13.9%となっており、毎年増加が続いている状況です。資源の再利用を促進するための情報提供や新たな資源化品目を検討し、持続可能な資源利用へと転換していきます。

目 標

- 分別ルールに基づき排出された廃棄物を効率的に収集し、処理する

成果指標と活動指標

| 成 果 指 標 | 現状値(2019 年度) | 目標値(2024 年度) |
|------------------|---------------------|--------------|
| | ■ 燃やすごみに含まれる資源化物の割合 | 16.8% |

| 活 動 指 標 | 現状値(2020 年度) | 目標値(2024 年度) | |
|------------------|--|----------------------------------|---------|
| | ■ 適正排出のための指導(ふれあい指導)件数【低減目標】 | 2,487 件 | 1,632 件 |
| | ■ 雑紙(ざつがみ) [※] を燃やすごみではなく、資源として出している区民の割合 | 世論調査の新規項目 2021 年度実績を踏まえ目標値を設定 | |

※ 雑紙…家庭から排出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、紙パックのいずれの区分にも入らないもの(パンフレット、コピー用紙、お菓子などの包装紙等)

施策と具体的な取組み

- 食ロス** (仮称) 足立区食品ロス削減推進計画に関わりが深い取組
プラ (仮称) 足立区プラスチックごみ削減方針に関わりが深い取組

① 排出ルールの周知徹底とごみ集積所の美化

- ふれあい指導による排出指導の強化
- 資源持去り対策の強化
- 区民、区内事業者への排出ルールの周知徹底 **食ロス**
- 看板の設置やキャンペーンの実施などによる不法投棄防止対策の推進
- 折り畳み式ごみ収集ボックス(とりコン)の設置などによる不適正な排出をされない集積所美化対策の推進
- し尿の適正処理の推進

② 事業系廃棄物の処理責任の徹底と適正処理の向上

- 正しい廃棄物の処理方法の啓発及び排出指導 **食ロス**
- 事業系有料ごみ処理券の貼付指導と貼付向上に向けた取組み
- 区収集基準非該当事業者の区収集から許可業者への切り替え指導
- 廃棄物管理責任者講習会の実施
- 優良排出事業者への感謝状の贈呈 **食ロス**
- 事業系有料ごみ処理券貼付率 100%に向けた適正処理のしくみの検討 **食ロス**
- 区として率先して行う取組み **プラ**
 - ◆ 区の物品調達における使い捨てプラスチックの使用の禁止、職員による率先行動の推進
- マイボトル持参の定着化の推進 **プラ**
 - ◆ 区内事業者と連携し、ウォーターサーバーを提供する事業者の案内等、区民がマイボトルを常用するための環境づくりの推進
- プラスチック分別 **プラ**
 - ◆ プラスチックの分別回収の検討
- 事業者に対するプラスチックごみ削減協力要請 **プラ**
 - ◆ 不要な包装の廃止、使い捨て容器からリターナブル容器への切り替え、マイボトル・マイバッグの推進

③ 社会状況の変化に即した適正処理のしくみづくり

- 新たな清掃事業運営体制の検討と効率的な収集運搬体制の確立
- 家庭ごみの有料化についての検討
- 高齢者や障がい者を考慮したごみ収集(戸別訪問収集)の実施
- 遺品整理や生前整理に係るごみの出し方相談や事業者紹介の実施

④ 災害廃棄物の対策強化

- 特別区災害廃棄物の共同処理の検討
- 事業者と連携した共同処理のしくみの検討

施策群と関連するSDGsの目標(ターゲット)

| | | | |
|--|-------------------|--|------------------------------------|
|  | 14.1 海洋汚染を防止・削減する |  | 17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する |
|--|-------------------|--|------------------------------------|

ページ調整

家庭ごみと事業系ごみの適正な排出を促すとともに、より効率的な収集運搬体制を構築します。あわせて災害廃棄物の対策強化を推進します。

目 標

- 事業者との連携により、廃棄物の資源化を進める

成果指標と活動指標

| 成果指標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) |
|------|-------------|-------------|
| | ■ 資源化率 | 19.98% |

| 活動指標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) | |
|------|----------------------------|-------------|--------|
| | ■ 資源買取市の利用者数 | 2,555人 | 6,500人 |
| | ■ 環境に配慮した製品※を選んで使っている区民の割合 | 11.6% | 14.0% |

※ 環境に配慮した製品

- ・ 天然由来成分や環境負荷が低い素材を使用した製品
- ・ エコマークや省エネ性マーク、再生紙利用マーク等が表示されている製品
- ・ Rマークがついたプラスチック製品やリサイクルコットンを使用した衣類等

施策と具体的な取組み

プラ (仮称) 足立区プラスチックごみ削減方針に関わりが深い取組



① 資源化品目の拡充とリサイクルを促すしくみづくり

- 集団回収の推進 プラ
- 資源買取市の利用促進
- 資源化できる布団類の再利用や繊維原料化することによる、貴重な繊維資源の循環利用
- 新たな資源化品目の検討 プラ

② 水の循環の推進

- 水の大切さの啓発
- 水をテーマにした展示や講演会などの実施 プラ
- 節水の啓発と雨水・中水の利用促進
- 地下水、湧水の現状把握と保全

施策群と関連するSDGsの目標(ターゲット)

| | | | |
|---|---|---|------------------------------------|
|  | 9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる |  | 17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する |
|---|---|---|------------------------------------|

柱3 生活環境の維持・保全



目標

公害等を防止し、より健康で快適な生活環境の維持、向上を図る

現状と課題

1 大気、河川等の水質、道路騒音

区は、大気、河川、自動車騒音、道路振動について調査を行っています。

区内の環境は、近年、大気のNO₂（二酸化窒素）や河川のBOD（生物化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）等については自動車の排気ガス規制や、下水道の普及等により、良化しています。一方、大気のO_x（オキシダント類）など依然として都内広範囲で環境基準未達成の項目もあります。

大気については、幹線道路沿いの自動車排気ガス測定（7地点1週間を年2回）やダイオキシン類等の測定を行っています。ダイオキシン類の測定結果は環境基準を大きく下回っています。

河川調査は、8河川1用水11地点において年4回実施しています。水質は20年前と比較すると大きく改善され、荒川等の河川については、環境基準を満たすまで良化しています。

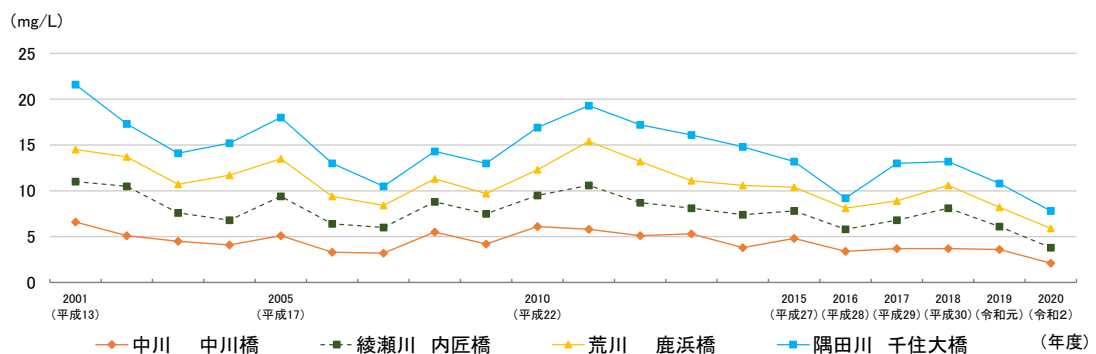


図 河川におけるBODの経年変化

自動車騒音、道路振動は、自動車騒音常時監視（面的評価）や自動車騒音定点調査（リンク調査）などを行っております。道路振動は要請限度を超えた地点はありませんでしたが、面的評価の環境基準適合率は100%にならず、環境基準を満たしていない測定地点もあります。

今後も、測定結果に基づき、関係機関との情報共有を行うなど対応していきます。



区内を流れる河川

2 公害規制事務

近年の公害苦情相談は、工場や指定作業場に対するものと比べ、解体・建設工事や、近隣トラブルが原因となる案件が多くなっています。特にここ2、3年は、労働形態の多様化による在宅時間の増加によりこの傾向が強くなっています。これらの案件の解決には、当事者間のコミュニケーションや、区が警察・消防等の関係機関と連携し対応することが重要です。

また、区は、公害防止のため、法令に基づき、工場等の設置時や特定の重機を使用する建設作業実施時には事前に届出を義務付け、指導を行っています。アスベスト対策では、令和4年4月から、一部の工事を除き、解体前のアスベスト含有調査結果の報告が義務化されます。区では、この結果報告をもとに、アスベスト飛散防止のために、事業者への指導と現場確認を強化していきます。

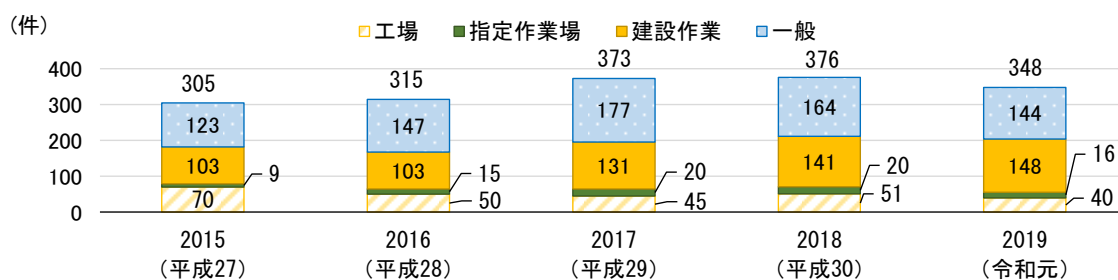


図 公害苦情の相談件数の経年変化
出典) 足立の環境

2020年のデータが公開され次第更新

3 不法投棄

2015（平成27）年度に「不法投棄110番」を開設し、2018（平成30）年度からは不法投棄通報協力員制度を開始し、不法投棄物の早期発見・早期撤去に取り組んできました。

不法投棄の個数は、年々減少傾向にあります。減少幅に鈍化がみられます。引き続き、区民や不法投棄通報協力員への啓発等を行い、早期発見・早期撤去に取り組んでいきます。

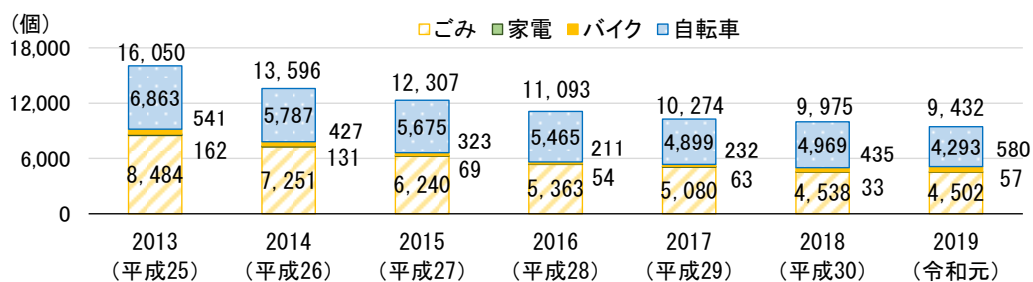


図 不法投棄処理個数の経年変化
出典)足立の環境

2020年のデータが公開され次第更新

4 落書き・違反広告物対策

ビューティフル・ウィンドウズ運動推進により、落書きのないきれいなまちの実現を目指すため、2019（平成31）年1月から「落書き110番」（落書き相談専用ダイヤル）を開設し、区内の落書き情報を一元的に受け付けるとともに、2019（令和元）年度から民有地（鉄道、道路、電気、通信等の公共性の高い事業を営む者を除く）の落書き対策支援に取り組んできました。

2021（令和3）年3月末現在、相談受付件数266件に対し、261件の消去を完了しており、ビューティフル・ウィンドウズ運動に寄与する取組としてまちの美化に一定の成果を挙げています。

区民からの通報に施設管理者と迅速に対応すると共に、区内の「落書き一掃」を目指していきます。

また、区では2020（令和2）年2月に「足立区違反広告物対策ガイドライン」を制定しました。ガイドライン制定以降、2021（令和3）年3月末現在、悪質な表示者等への立ち入りや指導は行われていません。違反広告物の除去数については、2018（平成30）年度43,928件、2019（令和元）年度39,085件、2020（令和2）年度33,963件と減少傾向にあります。

自然の風景やまちの美観を損ねる「はり紙」「立看板」などの違反広告物の表示者等を厳しく取り締まり、美しいまちを実現していきます。

ページ調整

施策群3-1 生活環境の保全と公害対策の推進

生活環境（大気、騒音、振動、悪臭など）を維持・改善することは、健全かつ快適な暮らしを実現する上で、基盤となる取組みです。

各種法令に基づく調査、指導、対策推進等を適切に進めるとともに、苦情・要望に適切に対応できるしくみ、体制を構築します。

目 標

- 法令に基づく指導、対策と苦情への対応により、生活環境を維持・改善する

成果指標と活動指標

| 成 果 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) |
|------------------|-------------------|-------------|
| | ■ 公害苦情の相談件数【低減目標】 | 425件 |

| 活 動 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) | |
|------------------|------------------------------|-------------|------|
| | ■ 公害苦情相談の解決率(解決件数/受付件数) | 110.6%* | 100% |
| | ■ 適切なアスベスト対策を行っている解体等工事現場の割合 | 新規指標のため実績なし | 50% |

見直し

※ 当該年度の相談件数と処理済み件数で算定しているため、年度をまたがる場合など、解決率 100%を上回るケースもある

施策と具体的な取組み

① 工場、事業場等への公害規制指導

- 工場・指定作業場などの認可等における公害防止推進
- 大気汚染の防止とアスベストの飛散や自動車排気ガス、光化学スモッグ、ダイオキシン類への対策の推進
- 水質汚濁の防止と河川水質浄化対策の推進
- 土壌・地下水対策の推進
- 騒音・振動・悪臭の防止と自動車騒音対策の推進
- 地盤沈下の防止
- 有害化学物質の適正管理制度による排出量抑制の推進
- 環境アセスメント

② 大気、水質、騒音等の定期的な調査

- 大気汚染の調査
- 河川水質の調査
- 自動車騒音・道路振動の調査
- 空間放射線量の調査
- 各調査結果の情報提供

③ 公害苦情の相談への対応

- 公害苦情の相談受付体制の充実
- 公害防止支援の推進

④ 土地・建物の適正な管理の推進

- 迅速な現場確認などによるごみ屋敷等対策の推進
 - ◆ 医療・保健・介護・福祉等関連所管との連携
 - ◆ 日常的な見守りなど再発防止策の実施
 - ◆ 空き家・空き地の所有者に対する管理適正化の啓発
- 不法投棄予防対策の推進
 - ◆ 土地、建物所有者の適切な管理による不法投棄の予防

施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット）



3.9 環境汚染による死亡と疾病の件数を減らす



11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす

施策群3-2 快適で美しいまちづくり

快適な生活を送るためには、環境や景観に配慮したまちづくりを促進していく必要があります。安全かつ快適な環境を整備するとともに、美化活動及び良好な景観保全を推進し、美しい環境のまちをつくります。

目 標

- 地域の美化活動や不法投棄・ごみ屋敷対策により、きれいなまちをつくる

成果指標と活動指標

| 成 果 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) |
|------------------|--|------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ ごみがなく地域がきれいになったと感じる区民の割合 | 足立区基本計画新規指標のため 実績なし |

| 活 動 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) | |
|------------------|---|-------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ ごみゼロ地域清掃活動の参加者数 | | |
| | 53,113人 | 80,000人 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 不法投棄処理個数【低減目標】 | | |
| 8,491個 | 7,298個 | | |

施策と具体的な取組み



① 安全、快適を実現する計画的なまちづくりの推進

- 地区環境整備計画に基づく地域特性を生かした区民主体のまちづくりの推進と地区まちづくり組織の活動支援
- 建替え時のルール適合の誘導による良好な居住環境づくりの展開
- 建築紛争予防条例に基づき、建築計画に伴う日照障害等の意見要望に関して事業者等を指導
- 環境整備基準及びワンルームマンション条例による民間事業者への指導
- 老朽危険家屋の所有者に対する適正な維持管理の指導
- 無接道家屋の建替え誘導
- ブロック塀等カット工事の支援
- 生垣や植込地、屋上緑化など「みどりを増やす」工事の支援

② 美しいまちの創出と維持

- 不法投棄総合窓口と関係所管の連携による迅速な対応と不法投棄の再発防止
- 花いっぱいコンクールや清掃美化活動実施団体、ながら見守り活動などの地域の美化活動を推進するビューティフル・パートナーの拡大
- 歩行喫煙防止対策の推進や喫煙所の整備改良
- 放置自転車の防止
- 規制誘導を通じた景観形成の推進
- 景観資源を活かした景観形成の推進

施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット）

| | | | |
|---|---|---|------------------------------------|
|  | 11.3 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する 11.7 緑地や公共スペースへのアクセスを提供する |  | 17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する |
|---|---|---|------------------------------------|

柱4 自然環境・生物多様性の保全

■足立区生物多様性地域戦略



目標

「ひと」と自然が相互に関わっていることを
認識し、多様な生物と共生できるまちをつくる

現状と課題

1 保存樹木・樹林

市街地に残された大樹は地域の貴重な財産です。区では、一定の要件を満たした樹木・樹林を、「保存樹木・樹林」に指定し、維持管理費用等の一部を助成しています。

2021(令和3)年4月1日現在で、保存樹木として531本、保存樹林として49,463㎡を指定しています。

開発などにより、昔から残る屋敷林などの緑が減少している状況があるなか、区民の理解と協力を得ながら、今ある緑の保全に取り組むとともに、新たな緑地の創出を強化していく必要があります。

2 河川に生息する魚類

区内を流れる4河川(荒川、綾瀬川、垢川、毛長川)6地点において、生息する魚類を継続的に調査しており、2020(令和2)年度には、合計9目14科33種の生息を確認しました。近年の4河川合計の確認種数は26種から33種の間で推移していますが、浚渫工事の影響とみられる減少など、その年の河川の状況により確認種数にも変化がみられています。

調査している河川においては、兩岸直立護岸の直線的な箇所が多いため、魚類の生息・産卵環境となるような、池や湿地等のビオトープや人工的なワンド・干潟などの環境を増やしていくことが望まれます。

また、チャンネルキャットフィッシュやブルーギルといった特定外来生物も多く確認されており、在来種への悪影響が懸念されていることから、観賞魚等を野外に放たないといった啓発活動が必要です。

3 区で見られる野鳥

区内の40地区において、野鳥の生息状況（種名、個体数、場所、営巣および給餌等の行動）を継続的に調査しており、2020（令和2）年度には、68種を確認しました。種数はほぼ横ばい傾向で推移していますが、個体数は減少傾向にあり、近年では、2001（平成13）年度の確認個体数のピーク時より、約4割も減少してきています。

そのため、野鳥の生息環境を保全するとともに、野鳥に関して関心を持ってもらうこと、「餌付けしない」「鳥との距離を保つ」「繁殖期には巣に近づかない」といった観察時のルールを心がけてもらうこと等について、区民に対する啓発活動が必要です。

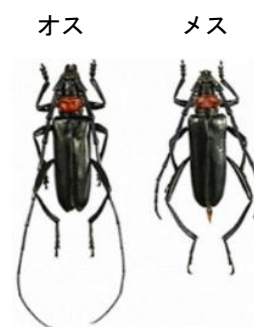


区で見られる野鳥

4 特定外来生物対策

区では、2020（令和2）年9月に、サクラやウメなどを食害し枯らせてしまう外来昆虫「クビアカツヤカミキリ」が発見されたことにより、全区有・区管理施設で樹木の緊急点検を実施し、区内3施設、合計5本の樹木にクビアカツヤカミキリのものと思われる被害を確認しています。

新たに確認された特定外来生物に対しては、専門家と相談のうえ、注視しながら適切な対応を行っていくとともに、区民への周知徹底が必要です。また、その他の外来生物に対しても、引き続き「入れない、捨てない、拡げない」の原則を周知していく必要があります。



出典 足立区ホームページ

5 自然観察・体験の実施

生物園や都市農業公園などの区施設では、自然や生物とふれあうイベントを開催しており、荒川ビジターセンターでは、荒川河川敷の身近な自然を活用し、親子参加型の自然観察会や自然体験を実施しています。

また、区では、友好都市（新潟県魚沼市、長野県山ノ内町、栃木県鹿沼市）と連携し、自然観察、農業や森林での体験など区内では難しい環境活動の機会を提供し、参加者の環境への意識を高め、友好都市との交流を深める活動も実施しています。

すべての生物は、食をはじめ、さまざまな生物の恵みで支えられており、私たちの日常の暮らしも、多様な生物とつながっています。

そのため、区内の身近な自然を知り、多様な生きものが暮らせる自然環境を守り、育むことの大切さを学ぶことは、これからの将来を担う子どもたちにとっても、とても大切なことであり、学び体験できる場の提供が求められます。

■ 環境基本計画に含む計画等

柱4は、足立区生物多様性地域戦略を兼ねるものです。

| 足立区生物多様性地域戦略 | |
|--------------|---|
| 目標年度 | 2024（令和6）年度 |
| 対象とする区域 | 足立区内全域とします |
| 目標 | 「ひと」と自然が相互に関わっていることを認識し、多様な生物と共生できるまちをつくる |
| 該当する施策 | 柱4「自然環境・生物多様性の保全」の施策群、施策が該当します |

ページ調整

私たち人間は生物であり、食料や医療の面をはじめとして、私たちの暮らしは、生物と切っても切り離せません。日々の暮らしが生物とのつながりで支えられていることや、人間の活動が生物多様性に影響を与えていることなどを、わかりやすく示すことで、生物多様性への理解を深め、生物多様性に配慮した行動を促します。また、身近な区内の生物調査や緑化などに関する話題を活用しながら、生物多様性に関する情報を幅広い世代へ提供します。

目 標

- 自然や生物とのふれあいを通じて、生物多様性の大切さを理解する

成果指標と活動指標

| 成 果 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) |
|------------------|----------------------------|------------------------------|
| | ■ 自然環境を大切にすることを心がけている区民の割合 | 世論調査の新規項目、2021年度実績を踏まえ目標値を設定 |

| 活 動 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) |
|-------------------|------------------|----------------------|
| | ■ 生物とふれあう事業の参加者数 | 28,813人 [※] |
| ■ 自然や生物に関する情報発信回数 | 3,094回 | 3,200回 |

※ 新型コロナウイルス感染者の影響により事業縮小

施策と具体的な取組み

① 自然や生物への関心を高める取組みの推進

- 区内の絶滅危惧種や外来種、貴重な自然に関する情報提供
- 生物園などの区施設における自然や生物とふれあうイベントの開催
- 荒川河川敷などの身近な自然を活用した自然体験、観察会の実施
- あだちの野鳥やあだちの川の魚たちなどの区内でみられる自然や生きものについて紹介する冊子をはじめ、SNSなどのツールも充実
- 保育園や学校等における緑のカーテンの設置
- 公園おでかけマップの活用や SNS などによる公園の魅力の発信
- 緑の協力員の再構築
- 危険な外来生物の情報発信
 - ◆ クビアカツヤカミキリ等、区民の健康や財産に被害を与える危険のある外来生物に関する生態や被害予防のための情報の提供
- ホームページを活用したあだち生き物図鑑への投稿と生育・生息情報の公開
 - ◆ 区民や事業者から日常生活や事業所周辺で見つけた生きものの投稿の募集とあだち生きもの図鑑の公開

② 自然体験や生物とふれあう機会の充実

- 生物園や都市農業公園、水辺等における講座や自然観察、体験学習の実施
- 友好都市等と連携した自然体験事業の実施
- 営農継続が難しい農地を体験の場として区民農園や体験型農園として活用
- 自然や生物とふれあうことができる場の情報提供
 - ◆ 動物園、植物園、博物館など、自然や生物とふれあうことができる場の情報提供

③ 生物多様性に対する理解の促進

- 小中学生向けの情報発信
 - ◆ 小学校高学年を対象にした環境学習ワークブックとこれに連動したデジタル教材を配布
- 日常生活と結びつけた普及啓発
 - ◆ 食べ物、衣服、医薬品等と多様な生物とのつながり
 - ◆ 大気や水、土壌の良好な環境を生み出す生物の役割など

●家庭でできる身近なみどりの保全と創出

- ◆ 庭やベランダの鉢植え、緑のカーテンなどの普及

●生物多様性にふれることができる場の活用や生物多様性保全に関するPRの推進、区民参加型野鳥観察会、区民参加型生き物調査などの生物多様性に係る事業活動の促進

④ 区内の身近な生物の調査と生息環境の保全

●魚類調査の実施と結果の公表

●野鳥モニターによる野鳥調査の実施と結果の公表

●専門家と連携した区民参加型生物調査や子どもを対象とした体験学習を兼ねた生物調査の実施

●外来種等の生息調査や侵入・拡散防止及び駆除の実施

施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット）

| | | | |
|---|---------------------------|---|--|
|  | 11.7 緑地や公共スペースへのアクセスを提供する |  | 15.5 絶滅危惧種の保護と絶滅防止のための対策を講じる 15.8 外来種対策を導入し、生態系への影響を減らす |
|---|---------------------------|---|--|

column▶ 足立区内で絶滅のおそれのある生物

世界では、様々な要因で絶滅危惧種が増加しています。足立区内の生物においても、身近な生物が絶滅の危機に瀕しており、生物多様性の大切さを理解することへの重要度が高まっています。

国や東京都では、絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）を作成し、種の保護に努めています。

●河川魚類

令和2年度に、足立区内で確認された魚類一覧の中でも、生物多様性における重要種が確認されています。特にミナミメダカにおいては、「絶滅の危機に瀕している種」として指定されています。

足立区内確認種での重要種一覧(令和2年度)

| | | | |
|--------|------|-------|--------|
| ニホンウナギ | マルタ | ニゴイ | ミナミメダカ |
| アシシロハゼ | アベハゼ | ヌマチチブ | チチブ |



ミナミメダカ
出典：環境省ホームページ

●野鳥

足立区内で令和2年度に観測された野鳥の中にも、レッドリストに掲載されている種が確認されています。コチドリ、ハイタカ、オオタカについては、区内で令和2年度中にそれぞれ1羽が観測されていますが、「絶滅の危機に瀕している種」として指定されています。



コチドリ
出典：国土交通省ホームページ



ハイタカ
出典：環境省ホームページ



オオタカ

私たちの身近にある緑は、生物が生育・生息するための場所として、生物多様性の保全に貢献するとともに、温暖化の緩和や景観形成、防災、地域振興等、様々な役割を果たしています。この大切な自然環境を次世代に継承し、持続可能な社会を維持していくために、区内にある自然環境を守りつつ、身近な暮らしのなかで、緑を創出していきます。

目 標

- 身近な自然環境を守り、増やす

成果指標と活動指標

| 成 果 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) |
|------------------|---------------------------|-------------|
| | ■ まちなかの花や緑が増えていると感じる区民の割合 | 27.2% |

| 活 動 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) | |
|------------------|------------------------|-------------|-------|
| | ■ 保存樹林指定箇所数 | 26箇所 | 30箇所 |
| | ■ 緑豊かな景観形成に取り組む団体・区民の数 | 1,169 | 1,312 |

施策と具体的な取組み



① 緑地、樹木、農地、河川等の自然環境の保全

- 区民・団体等が実施する活動の支援による公園や樹林地などの身近なみどりの保全
- 保存樹林、特別緑地保全地区の指定
- 農地の保全及び適切な維持管理の促進
- 区内外を流れる荒川などの河川と沿川を生きものが息づく自然地として維持・保全

② 生物多様性を考慮した緑化や公園等の整備と維持管理

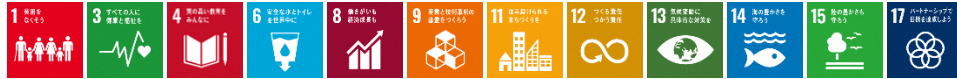
- 緑化基準に基づく緑化の推進と身近なみどりの創出
- 民間施設への緑化指導
- 地区計画による公園やみどりの確保
- 公園の維持管理における生物多様性への配慮と生息する生物のわかりやすい見せ方の工夫
- 区民参加型の公園づくりと多様な協創事業の展開
- 自主的活動団体登録制度の創設
- 空き地の適正な管理・活用の支援

施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット）

| | | | |
|---|---|---|---|
|  | <p>15.1 陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する</p> <p>15.2 森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす</p> |  | <p>17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する</p> |
|---|---|---|---|

柱5 学びと行動のしくみづくり

■足立区環境教育等行動計画



目標

すべての「ひと」が環境について共に学び、
行動するしくみをつくる

現状と課題

1 子どもたちの環境学習

区では、小・中学生を対象とした環境学習メニューとして、環境問題やSDGsをテーマとした講座を出前方式で実施しています。

2021(令和3)年4月からは、ICT教育に対応した新しい環境学習教材として、環境学習専用のウェブサイトもスタートしています。小学校4～6年生にはウェブサイトと連動するワークブック、小学校1～3年生には環境問題やSDGsを楽しく学べる啓発冊子を配付しています。

近年では異常気象や海洋プラスチック問題などがクローズアップされており、今後も新たな環境問題の発生が想定されます。このため、環境学習専用のウェブサイトをはじめ、環境学習教材についても、常にアップデートしていく必要があります。

今後は、感染症拡大など、対面方式での学習が困難となる状況にも対応できるよう、オンラインによる学習も充実させていく必要があります。また、環境学習メニューでいかに子どもたちの行動変容につなげていくかが課題です。



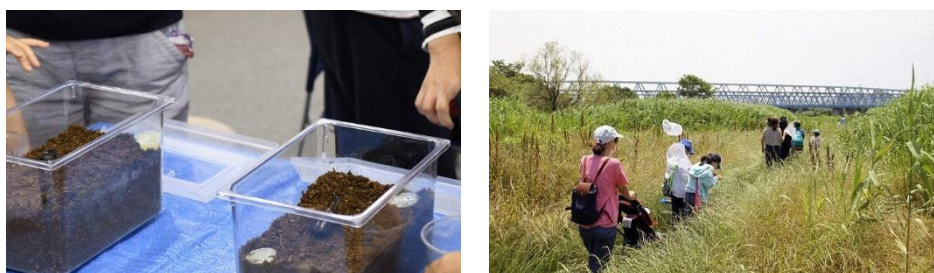
あだち環境学習サイト

2 環境を学ぶ施設や機会

区では桑袋ビオトープ公園、生物園、都市農業公園などでの各種体験プログラムや、自然とのふれあいを目的とした、荒川や圀川での自然観察会を実施しています。

また、小中学生向けの出前講座や大人向けのあだち環境ゼミナール実施により、多くの世代に環境学習の機会を提供しています。

今後は、自然環境に関するイベントや講座での地球温暖化対策に関する更なる意識啓発や、参加者への二酸化炭素排出削減に向けた具体的な取組みの促進につなげていくことが求められます。



自然観察会の様子

3 区内事業者、団体による環境活動

区には、団体、事業者及び事業者で構成する団体の環境活動に関する情報発信、環境活動における相互の交流及び連携の強化、区の環境行政との協働を目的とした登録制のネットワーク「エコ活動ネットワーク足立（EANA）」があります。現在の登録団体数は91です（2021〔令和3〕年3月末現在）。2019（令和元）年度に3件、2020（令和2）年度に4件の新規登録があり、登録団体数は増加傾向にあります。

今後は事業者や団体が取り組んでいる環境活動の現状における問題点を把握しつつ、それを情報提供・共有することにより、SDGsの「誰一人取り残さない」精神で、これらの活動を活性化させていく必要があります。また、EANAを団体・事業者が相互に連携するしくみに発展させていくことが求められます。

4 リーダーの育成

区では、「あだち環境ゼミナール」をはじめ、環境に関する様々なテーマについて、学習会や講座を実施しており、多くの参加者がこれらを修了しています。

あだち環境ゼミナールでは幅広い年齢層の参加者が全10回の講座を受講しています。2019（令和元）年度は16人が参加し12人が課程修了、2020（令和2）年度は24人が参加し21人が課程を修了しており、参加希望者は増加傾向にあります。

学習会や講座の修了者が、地域や職場で環境活動を広げていくリーダーとして活躍できるように、さらなる人材の育成と活躍の場づくりを進めていく必要があります。

■ 環境基本計画に含む計画等

柱5は、足立区環境教育等行動計画を兼ねるものです。

| 足立区環境教育等行動計画 | |
|--------------|---|
| 目標年度 | 2024（令和6）年度 |
| 目指すべき姿と目標 | 地球にやさしいひとのまち ～かけがえのない地球環境を守るため、 すべてのひとが自ら学び考え、実践するまち～ |
| 該当する施策 | 柱5「学びと行動のしくみづくり」の施策群、施策が該当します |
| 求められる人間像 | 地球環境を意識して、未来のために自発的に行動するとともに その輪をひろげていく「ひと」 |
| 取組みの基本的方向 | すべての「ひと」が環境について共に学び、行動するしくみをつくる |

ページ調整

施策群5-1 環境意識の向上と行動する人材の育成

足立区環境教育等
行動計画

環境に関するさまざまな情報をわかりやすく提供することは、環境に関心を持つための欠かせない取組みです。さまざまな形での積極的な環境情報の発信や、環境イベントの開催で環境意識を向上します。

目 標

- 高い環境意識を持って行動する人を増やす

成果指標と活動指標

| 成 果 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) |
|------------------|--|-------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日頃から環境への影響を考慮して具体的に行動(※)していると答えた区民の割合 ※ごみの分別や食品ロス削減のために食材を買いすぎないなど | |
| | 世論調査の新規項目、2021年度実績を踏まえ目標値を設定 | |

見直し

| 活 動 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) |
|-----------------------------|----------------|-------------|
| | ■ 環境に関する情報発信回数 | 330回 |
| ■ 環境学習プログラムに参加し、修了した人の数(累計) | 878人 | 958人 |

施策と具体的な取組み

① 環境に関する情報、環境配慮行動の発信

●環境情報の収集、整理と使いやすい形での提供

- ◆ 環境への興味を持たせ、関心を高めるための情報の提供
 - CO₂ 排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信
 - 区内の絶滅危惧種や外来種、貴重な自然に関する情報提供 ◀再掲
 - 自然や生物とふれあうことができる場の情報提供 ◀再掲
 - 生物多様性に関する小中学生向けの情報発信 ◀再掲
 - 生物多様性に関する日常生活と結びつけた普及啓発 ◀再掲
 - 公園おでかけマップの活用や SNS などによる公園の魅力の発信 ◀再掲
- ◆ 具体的な行動を促す情報提供
 - CO₂ 排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信 ◀再掲
 - Aメールやクックパッド「東京あだち食堂」等を通した旬の食べものや食材の地産地消の啓発 ◀再掲
 - 省エネルギーにつながる高効率で環境に配慮した設備・機器の情報提供・普及促進 ◀再掲
 - 区内外を流れる荒川などの河川と沿川を生きものが息づく自然地として維持・保全 ◀再掲
 - 住宅の省エネ性能表示制度の PR ◀再掲
 - ごみの出し方や分別のわかりやすい PR ◀再掲
 - ごみ出しアプリなど情報提供の多言語化推進 ◀再掲
 - 処理経費の発信等ごみ施策の「見える化」の強化 ◀再掲
 - Rのお店の紹介等 PR による、ごみ減量・リサイクル推進店の利用促進 ◀再掲
 - 区民、区内事業者への排出ルールの周知徹底 ◀再掲
 - 適切なペット飼育の啓発
- ◆ データや科学的知見などの情報提供
 - 電力会社別の CO₂ 排出係数など、低炭素なエネルギーを選択するための情報提供 ◀再掲
 - 大気、水質、騒音等の調査結果の情報提供 ◀再掲
 - 魚類や野鳥の調査結果の公表
 - 区内の絶滅危惧種や外来種、貴重な自然に関する情報提供 ◀再掲

- 環境活動に取り組む団体等の情報提供
- SNS を活用したタイムリーな情報発信
 - ◆ 季節や場面に応じた具体的な行動の発信

② 環境への意識を高める場や機会の提供

- 環境学習拠点の利用拡大や施設が提供するプログラムの充実、あり方の検討
- 環境イベントやキャンペーンの展開
 - ◆ 省エネキャンペーンの実施 ◀再掲
 - ◆ 事業者やNPO等と連携した資源ロスに関する啓発イベントの実施 ◀再掲
 - ◆ /事業系食品ロスの実態把握 ◀再掲
 - ◆ イベント等におけるリユース食器の利用促進 ◀再掲
- 公共施設での展示、PR の実施
 - ◆ 水をテーマにした展示や講演会などの実施 ◀再掲
 - ◆ 生物多様性にふれることができる場の活用や生物多様性保全に関するPRの推進、区民参加型野鳥観察会、区民参加型生き物調査などの生物多様性に係る事業活動の促進 ◀再掲
 - ➔ 生物多様性キャンペーン、特別展示やイベントの開催 ◀再掲
- パンフレットやハンドブック等の作成と配布による環境意識の醸成
 - ◆ 省エネガイドブック・パンフレットの作成と配布

③ 幼児向け環境教育の推進と体験の機会の提供

- 保護者を巻き込んだ幼児向け環境学習の推進
- 親子で参加できる自然体験イベントの実施
 - ◆ 生物園や都市農業公園、水辺等における講座や自然観察、体験学習の実施 ◀再掲
 - ➔ 荒川や圀川での体験イベントなど
 - ◆ 友好都市等と連携した自然体験事業の実施 ◀再掲
- 保育園等で実施できる環境学習プログラムの提供
- 保育園等における緑のカーテンの設置 ◀再掲
- 専門家と連携した区民参加型生物調査や子どもを対象とした体験学習を兼ねた生物調査の実施 ◀再掲



④ 小中学生向け環境学習の推進

- 生物多様性を理解し、行動につなげるための情報発信 ◀再掲
- 小中学生が自ら取り組むプログラムの実施
 - ◆ 小学校高学年を対象にした環境学習ワークブックとこれに連動したデジタル教材を配布
- 学校外で自然体験や学習に取り組む機会の提供
 - ◆ 生物園や都市農業公園、水辺等における講座や自然観察、体験学習の実施 ◀再掲
 - ➔ 荒川や圀川での体験イベントなど
 - ◆ 友好都市等と連携した自然体験事業の実施 ◀再掲
- 環境学習ツール活用のための教員向け研修会の実施
- 地域団体等が実施する子ども向け環境学習の支援
- 専門家と連携した区民参加型生物調査や子どもを対象とした体験学習を兼ねた生物調査の実施 ◀再掲
- 小中学生向けの出前講座の実施

⑤ 大人向け環境学習の推進と人材の育成

- あだち環境ゼミナール等講座の実施による新たなリーダーの育成
- 育成したリーダーの活躍の場の提供
- ミニ講演会や見学会などの機会提供
- 入門、中級、上級など段階に応じた学習機会の提供
- 職員が環境について学ぶ機会を創出
 - ◆ 環境以外のさまざまな講座も活用し、環境行動のきっかけとする

施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット）

| | | | |
|---|--------------------------------------|---|------------------------------------|
|  <p>4 質の高い教育を みんなに</p> | 4.7 教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする |  <p>17 パートナリツプで 目標を達成しよう</p> | 17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する |
|---|--------------------------------------|---|------------------------------------|

環境に興味、関心を持った方々に、より深く学ぶ機会を提供するとともに、積極的に行動するリーダーを育成します。特に、次世代を担う子どもたちが、発達段階に応じて、自然と環境行動が身につくきめ細かな学習プログラムを進めていきます。

目 標

- 環境配慮行動に取り組む人を増やし、活動を広げていく

成果指標と活動指標

| 成 果 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) |
|------------------|---------------|-------------|
| | ■ 自主的な環境保全活動数 | 992回 |

| 活 動 指 標 | 現状値(2020年度) | 目標値(2024年度) | |
|------------------|----------------------|-------------|------|
| | ■ 区が実施する環境配慮を促す事業の数 | 60事業 | 80事業 |
| | ■ エコ活動ネットワーク足立の登録団体数 | 91団体 | 95団体 |

施策と具体的な取組み

① 環境に配慮した行動を促すしくみづくり

- 身近な環境行動に取り組むしくみの強化
 - ◆ 資源買取市の利用促進 ◀再掲
 - ◆ 花いっぱいコンクールや清掃美化活動実施団体、ながら見守り活動などの地域の美化活動を推進するビューティフル・パートナーの拡大 ◀再掲
- 環境活動に取り組む団体等の情報提供 ◀再掲
- 環境基金助成による活動支援
 - ◆ 先導的な研究活動、地域での実践活動など
- 事業者や研究機関と連携した取組みの推進
 - ◆ 事業者の省エネ行動の拡大 ◀再掲
 - ➔ エネルギー使用量を把握し、削減を促すしくみの利用拡大
 - ◆ 再生可能エネルギーの利用促進
 - ➔ あだち・そらとつながるプロジェクトの活用 ◀再掲
 - ◆ 食品ロス削減につながるフードドライブやフードバンク、フードフェアリングの推進 ◀再掲
 - ◆ Rのお店の紹介等 PR による、ごみ減量・リサイクル推進店の利用促進 ◀再掲
- 環境に配慮した活動を発表する場や表彰制度の検討
 - ◆ 優良排出事業者への感謝状の贈呈 ◀再掲
- 環境行動の具体的な効果の情報提供
 - ◆ 効果的な補助制度と継続的な普及のしくみの検討 ◀再掲
- 無理なく継続できるしくみの検討
- 多様な協創事業の展開
- 森林環境基金の活用

② 環境保全活動のネットワークづくり



- エコ活動ネットワーク足立(EANA)の活性化
- 環境保全活動に取り組む事業者、団体等の情報収集と活用
 - ◆ 事業者、団体のデータベース化など
- 子ども、地域、事業者などの取組み発表の機会の提供
- 各拠点施設の合同活動報告会の開催

- 各主体をコーディネートする人材の育成

- 緑の協力員の再構築 ◀再掲

- 自主的活動団体登録制度の創設 ◀再掲

施策群と関連するSDGsの目標（ターゲット）

| | | | |
|---|---|---|---|
|  | <p>4.7 教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする</p> |  | <p>17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する</p> |
|---|---|---|---|

ページ調整

第6章 計画の進行管理

1 推進体制

本計画の実効性を確保するために、区民・事業者・区等による計画の推進体制を整備します。区では、庁内組織を設けて施策・事業の進捗状況の点検、担当課間との調整・連携を図り、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

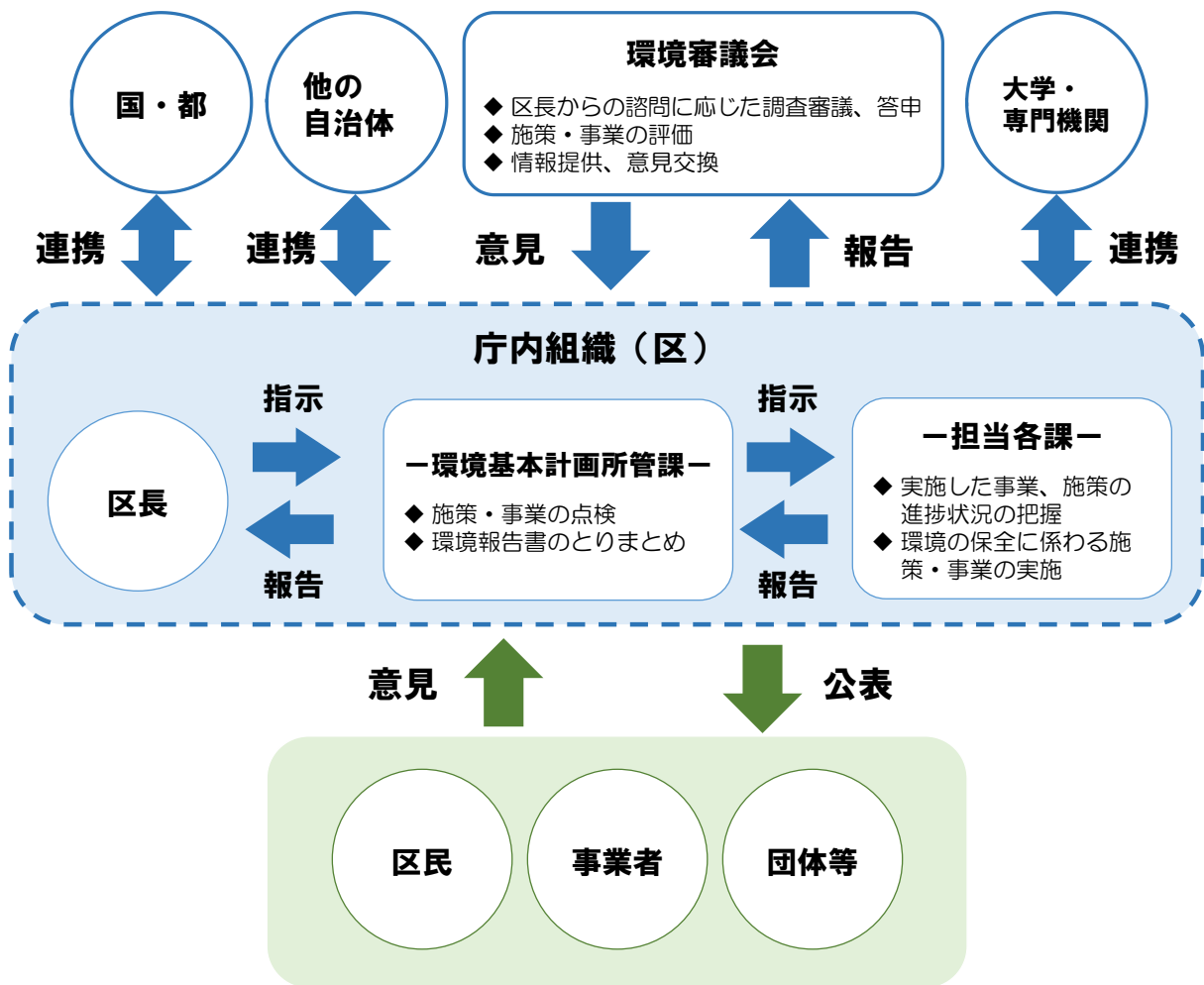
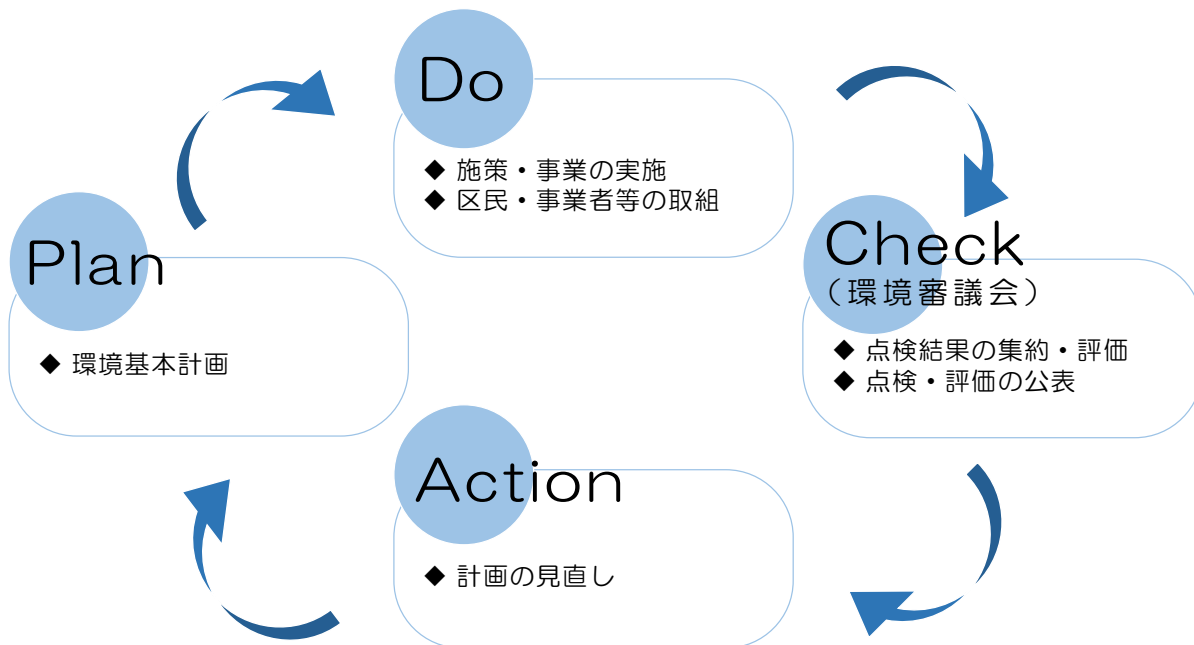


図 計画の推進体制

2 進行管理の方法

毎年、本計画の施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握・評価し、進行管理を行います。



3 点検・評価結果の公表

環境審議会で評価した結果を議会に報告し、「足立の環境」や区のホームページ等で公表するとともに、様々な機会を通じて区民及び団体や事業者等から広く意見を聞き、得られた意見をさらに見直しに反映させます。

4 計画の見直し

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度までとします。

新たな環境問題や社会経済状況の変化などに柔軟に対応していくため、適宜、計画全体についての点検・評価を行い、第四次環境基本計画の策定につなげていきます。

ページ調整

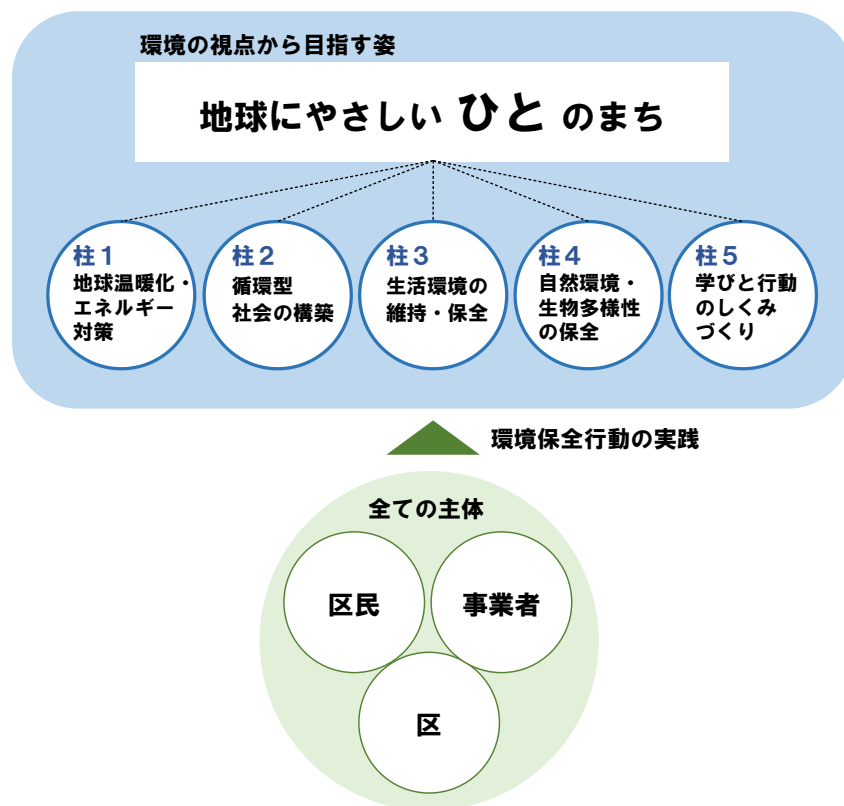
第7章 環境保全行動指針 一区民・事業者・区の行動指針一

第1章から第6章において、足立区環境基本条例第8条に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、地球環境の保全に寄与するための目標や施策の体系をまとめました。しかし、環境の視点から目指す姿「地球にやさしいひとのまち」を実現するためには、行政計画だけではなく、区に関わる全ての主体（区民、事業者、区）の日々の行動が重要です。本計画の5つの柱（第4章参照）に沿って、全ての主体が、環境を学び、自ら率先して環境負荷の少ない行動を実践し、それが区内全体に広がっていくことで「地球にやさしいひとのまち」の実現につながります。

第7章では、足立区環境基本条例第9条に基づく行動指針として、区民、事業者、区が環境の保全に関して配慮すべき事項を定めています。全ての主体がそれぞれ取り組むべき環境保全に関する代表的な行動内容を記載しました。

この第7章を日常生活や事業活動における行動の指針として活用してください。

なお、家庭の取組みは、住居形態や家族構成、生活スタイルなどにより異なり、事業者の取組みも、業種や経営形態、従業員数などにより異なります。この指針を参考にして、個々の事情に適した取組みを進めていきましょう。



柱1 地球温暖化・エネルギー対策

区民の行動指針

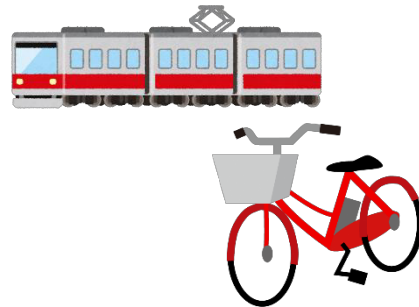
柱1のみイラスト案を作成しました。今後、すべての項目に同様のイラストを入れていきたいと考えています。

エネルギーを上手に使う



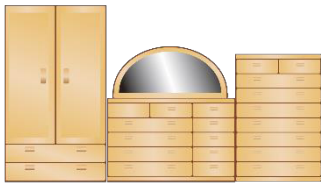
家電の買い替え等の際には、省エネ性能の高い製品を選ぶ。

環境に配慮して行動する



自転車、公共交通を積極的に利用する。

森林の二酸化炭素吸収・固定に貢献する



住宅の新築・増改築時に、建材、家具、建具等への国産木材の活用を進める。

気候変動に適応する



水害、風害時の避難行動をあらかじめ考えておく（マイタイムラインの作成等）。

その他、区民として地球温暖化・エネルギー対策のためにできること

- 家電等の省エネルギー設定を積極的に利用する。
- 再配達によるCO₂排出量を削減するため、宅配便は1回で受け取るよう心がける。
- 太陽光発電システム、家庭用燃料電池等の設備を導入する。
- 再生可能エネルギー由来の電力を購入する。
- 適切に冷房を利用し、熱中症を予防する。

文言見直し



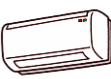

区としての支援など

- 太陽光発電設置費補助金による支援。
- 家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費補助金による支援。
- スマートムーブ（移動手段を工夫し、CO₂排出量を削減）の促進。

column▶ 取組みによる二酸化炭素削減効果

●家電の買い替え等の際には、省エネ性能の高い製品を選んだ場合の効果



年々、家電製品の省エネ効果は向上しているため、買い替えで大きな省エネが図れます。買い替えの際は、部屋の広さや家族の人数にあったサイズにし、どのような機能が必要かをよく考えて選びましょう。

| | | |
|---|--|---|
| <p>冷蔵庫</p>  | <p>10年前の機器を買い替えると 年間CO₂排出量が約111~140kg削減 ※定格内容積:401~450L</p> | <p>杉の木吸収量にすると 約8~10本分</p>  |
| <p>エアコン</p>  | <p>10年前の機器を買い替えると 年間CO₂排出量が約92kg削減 ※冷房能力:2.8kW</p> | <p>杉の木吸収量にすると 約6本分</p>  |

出典:東京都環境局「家庭の省エネハンドブック」を基に作成

●宅配便を1回で受け取った場合の効果

再配達はトラック等、自動車を使って行われる場合がほとんどです。時間帯指定、コンビニ受取や宅配ロッカー等を積極的に活用して、再配達によるCO₂排出量を削減しましょう。

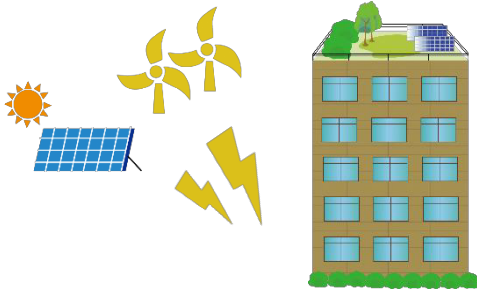
| | | |
|--|--|--|
| <p>再配達</p>  | <p>宅配荷物を一回で受け取るなら 足立区内における1世帯あたり 年間CO₂排出量が約8kg削減 ※国土交通省「宅配の再配達の発生による社会的損失の試算について」より、距離の伸長率から、CO₂排出量の増加を算出。また、配達回数の増分から生産性への影響を算出。 ※日本総世帯を足立区の総世帯で按分(H27 国税調査時のデータを参照とした)</p> | <p>杉の木吸収量にすると 約0.6本分</p>  |
|--|--|--|

出典:国土交通省ホームページ「宅配便の再配達削減に向けて」を基に作成

※杉の木換算(年間吸収量):平均14kg/本(出典:「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境省/林野庁)

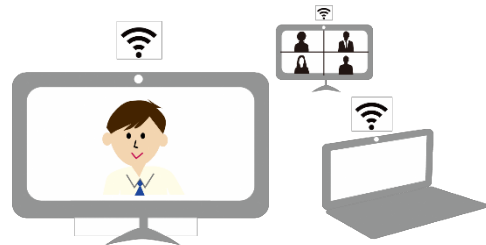
事業者の行動指針

脱炭素型エネルギーを利用する



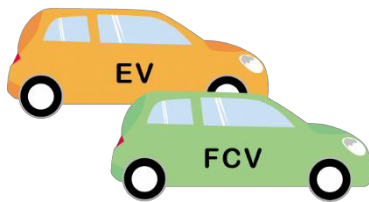
再生可能エネルギー由来の電力を購入する。

環境に配慮して行動する



テレワークを推進する。

脱炭素な交通手段を利用する



ゼロエミッションビークル（ZEV）を導入する。

気候変動に適応する



クールビズ、ウォームビズを推進する。

その他、事業者として地球温暖化・エネルギー対策のためにできること

- 建物の新築・増改築時にゼロエミッションビル（ZEB）化を進める。
- 積極的に階段を利用し、エレベーターの使用を抑制する。
- 省電力のOA機器を採用する。
- 一定規模以上の事業者は、法令に基づいて定期報告を行い、計画的に省エネや温室効果ガス削減に取り組む。
- 災害時の避難や事業活動などについてあらかじめ考えておく。

区としての支援など



文言見直し

- スマートムーブ（移動手段を工夫することでCO₂排出量を削減）の促進。
- 電気自動車購入費補助金による支援。
- 水素ステーション誘致の促進。

column▶ 取組みによる二酸化炭素削減効果

●テレワークに努めた場合の効果


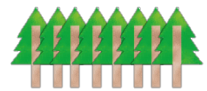


テレワークとは、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。オフィス勤務人員の減少・オフィススペースの工夫による照明の削減、空調使用時間の削減が見込まれます。これら環境負荷軽減・交通代替による CO₂ の削減等、地球温暖化防止への寄与が期待されます。

| | | |
|--|--|---|
| <p>テレワーク</p>  | <p>テレワーク導入後は、1 オフィスあたり 年間 CO₂ 排出量が約 0.6kg 削減 ※電力削減量: 0.53kWh/人に基づき、労働日数 245 日の うち、週3日をテレワークとした想定で計算 ※オフィス内におけるテレワーク人数 16 人を想定 ※平成 22 年度「次世代のテレワーク環境に関する調査研 究」のモデル検証のデータ等を活用し、在宅勤務の導入 による 1 人 1 日当たりのオフィス電力削減効果を試算</p> | <p>杉の木吸収量にすると 約 0.04 本分</p>  |
|--|--|---|

出典: 東京都環境局「中小規模事業者の省エネルギー対策・再生可能エネルギー活用テキスト」を基に作成

●通勤時に、自転車・公共交通を積極的に利用した場合の効果

1 人が 1 km 移動する際に排出される二酸化炭素量は、自家用乗用車と比べてバスは 1/2、鉄道は 1/7 です（2016 年度）。通勤時、積極的に自転車や公共交通を利用することで、地球温暖化防止に寄与することができます。

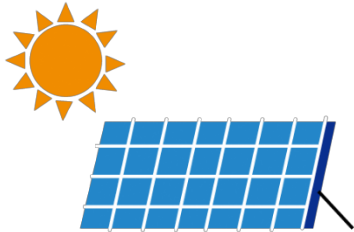
| | | |
|---|---|--|
| <p>公共交通</p>  | <p>自家用車からバスの利用にすると 一人あたり 年間 CO₂ 排出量が約 363kg 削減 自家用車から鉄道の利用にすると 一人あたり 年間 CO₂ 排出量が約 593kg 削減 ※輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(2016 年度旅客) ※労働日数 245 日、家から職場までの距離 20km を想定</p> | <p>杉の木吸収量にすると 約 25~42 本分</p>  <p>※イラスト1枚につき、5本分の杉の木を表しています。</p> |
| <p>自転車</p>  | <p>自家用車から自転車の利用にすると 一人あたり 年間 CO₂ 排出量が約 691kg 削減 ※輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(2016 年度旅客) ※労働日数 245 日、家から職場までの距離 20km を想定</p> | <p>杉の木吸収量にすると 約 49 本分</p>  <p>※イラスト1枚につき、5本分の杉の木を表しています。</p> |

出典: 国土交通省ホームページ「エコ通勤実施のメリット」を基に作成

※杉の木換算（年間吸収量）：平均 14kg/本（出典：「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境省/林野庁

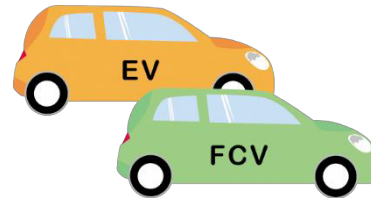
区の行動指針

CO₂・エネルギー使用削減に取り組む



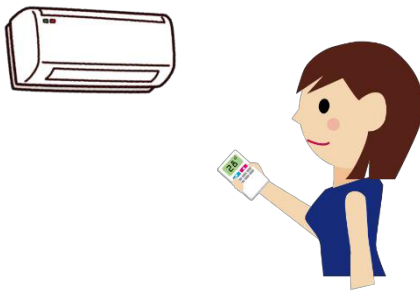
区施設において、太陽エネルギー利用機器を率先導入する。

エネルギーを上手に使う



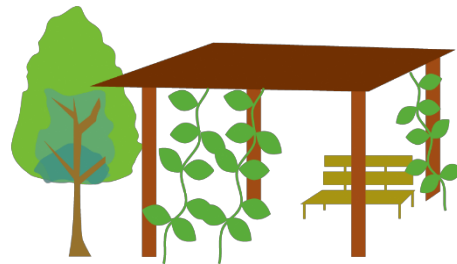
ゼロエミッションビークル（ZEV）の導入、利用を率先する。

CO₂・エネルギー使用削減に取り組む



適切な温度設定を心掛ける。

気候変動に適応する



公共施設の利用者が快適に過ごせるよう、緑のカーテンや木陰などのクールスポットを創出する。

文言見直し

その他、区として地球温暖化・エネルギー対策として行うこと

- 職員が公用車、自家用車を運転する際には、エコドライブを徹底する。
- 区施設の改修計画との整合を図り、LEDや高効率な空調機器等、将来のコストを考慮したエネルギー効率の高い機器への更新を計画的に進める。
- 新築する区施設では、国産木材を利用する。
- 職員やイベント参加者等への熱中症対策や豪雨対策を徹底する。
- 区施設で使用する電力を再生可能エネルギー由来の電力へ切り替える。

循環型社会の構築

区民の行動指針

食品ロスを減らす

3Rを実践する

今後、作成予定

フードドライブやフードシェアリングサービスを利用する。

使い捨て製品より、リユースやリサイクルが可能な製品を選ぶ。

ごみになるものを減らす

環境に配慮した製品を選ぶ

生ごみは、コンポスト容器などで土に返すことに努める。

商品を購入する際は、エコラベルが表示された製品を選ぶ。

その他、区民として循環型社会の構築のためにできること

- 調理をするときは、食材を最大限に利用する。
- 買い物の際、棚の手前に陳列された食品から取る。
- ペットボトルを洗うなど、廃棄物のリサイクル・処分が適切に行われるよう配慮する。
- 地域の集団回収に参加する。

区としての支援など

- 食品ロス削減につながるフードドライブ、フードバンク、フードシェアリングの推進。
- 集団回収の周知と推進の強化。

事業者の行動指針

食品ロスを減らす

環境に配慮して行動する

今後、作成予定

食品廃棄物を削減する。

廃棄物を処理する場合は、自らの責任において適正に処理をする。

3Rを実践する

ワンウェイプラスチック削減に努める

廃棄物の保管場所を設置した上で、分別を徹底し、3Rを実践する。

生産・流通・販売の過程で、プラスチックの使用抑制や過剰な包装の抑制等を心がける。

その他、事業者として循環型社会の構築のためにできること

- ペーパーレス化に努める。
- 飲食店などでは、ハーフサイズや小盛りメニューを導入し、食品ロスの削減に努める。
- 小規模（少量排出）の事業者で、区の収集を利用する場合は、事業系有料ごみ処理券を貼り、区指定の集積所に排出する。
- グリーン調達基準に適合した製品、エコラベル製品などを利用する。

区としての支援など

- ふれあい指導（※）の充実。
（※）清掃事務所の職員が直接区民や事業者に行う、ごみの減量や分別方法等の指導
- 食ロス対策の周知強化。
- フードシェアリングアプリ（TABETE）の活用促進。
- 廃棄物管理責任者講習会（※）の開催。
（※）事業系廃棄物処理に関する基礎的知識の取得を目的とした講習会

区の行動指針

ワンウェイプラスチック削減に努める

環境に配慮した製品を選ぶ

今後、作成予定

区主催の会議やイベントにおいて、ペットボトルやプラスチック製品を使用しない。

グリーン購入を推進し、再生紙や再生原材料を使った商品を選ぶ。

ごみになるものを減らす

食品ロスを減らす

紙の使用量削減のために、会議での資料の電子化やページ数の削減などに努める。

食品ロスに関する知識を獲得し、率先して削減に向けて行動する。

その他、区として循環型社会の構築のために行うこと

- 紙コップや割り箸等、使い捨てのものは使わない等、廃棄物の発生をできる限り抑える工夫をする。
- マイボトル専用の給水スポットを設置する。
- 基準に基づいて正しく廃棄物を分別する。
- 雨水を植栽、花壇、打ち水へ利用する。
- 区施設の自動販売機において、原則、プラスチックを使用しない飲料の販売への切り替えを検討する。
- ごみ集積所における、カラスや猫の被害対策の強化。

柱2 生活環境の維持・保全

区民の行動指針

美しいまちづくりに協力する

今後、作成予定

地域の美化活動等に積極的に参加する。

空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをしない。

大気汚染を防止する

騒音発生を防止する

殺虫剤や農薬等は、安全な製品を選び、使用を抑制する。

音響機器やペットの鳴き声、早朝・深夜のオートバイや自動車利用などで、騒音を出さない。

その他、区民として生活環境の維持・保全のためにできること

- 調理をするときは、食材を最大限に利用する。
- 散歩時のペットのふんはきちんと持ち帰る。
- 自転車は自転車駐車場を利用し、放置しない。
- 喫煙者は、歩行喫煙及び駅出入口周辺やバス停、通学路等での喫煙はしない。
- エコドライブの実践やカーシェアリングの利用により、大気汚染の防止に努める。

区としての支援など

- 喫煙所の整備。

事業者の行動指針

騒音発生を防止する

騒音・振動を発生させる機器や自動車や拡声器等の使用を抑制するとともに、使用する場合には、周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。

大気汚染を防止する

フロン使用機器廃棄時の適正処理、有害化学物質の適正管理、土壌汚染対策等、法令に基づいて取り組む。

今後、作成予定

美しいまちづくりに協力する

事業所周辺の美化に取り組む。

景観に配慮する

事業所等を設置、増改築する際には、景観等に配慮する。

その他、事業者として生活環境の維持・保全のためにできること

- 揮発性有機化合物（VOC）排出の少ない塗料など、大気汚染の発生原因になる成分が少ない製品を積極的に利用する。
- 法令に基づき、建築物等の解体、改造、補修作業を行う際に、アスベスト飛散防止対策を行う。
- 建設工事などを実施するときは、騒音・振動、悪臭を発生させない。
- 清掃美化活動実施団体（企業）として清掃活動を実施。
- ごみゼロ地域清掃活動への参加。

区としての支援など

- 解体工事現場等でのアスベストの調査や飛散防止状況確認の実施強化。
- 清掃美化活動実施団体への清掃物品の供与や広報誌等による活動紹介。
- ごみゼロ地域清掃活動参加団体取材しホームページ等で紹介。

区の行動指針

快適で美しいまちづくりの率先

環境汚染を防止する

今後、作成予定

来訪者が気持ちよく過ごせるように区施設の内外を美しく保つ。

区施設の整備に際し、環境への影響に配慮する。

アスベスト対策を徹底する

景観に配慮する

区施設の建築物等の解体、改造、補修作業を行う際に、アスベスト飛散防止対策を行う。

区施設の新設、改修時には、周辺景観との調和等に配慮する。

その他、区として生活環境の維持・保全のために行うこと

- 区施設を整備する際は、あらかじめ近隣関係住民の理解を十分に得るように努める。
- 地域の美化活動等に積極的に参加する。

柱3 自然環境・生物多様性の保全

区民の行動指針

生物多様性への理解を深める



今後、作成予定

自然観察会や生物調査、各種イベント等に積極的に参加する。

身近な植物や、飛来する昆虫や鳥等に興味・関心を持つ。

外来生物に対処する

足立区の自然を守る

外来生物について理解し、外から持ち込んだり地域へ放したりしない。

公園の花植えなど、環境保全に繋がるイベントに参加する。

その他、区民として自然環境・生物多様性の保全のためにできること

- 生物多様性に配慮してつくられたエコラベル商品を購入する。
- 庭やベランダ、玄関、屋上などで樹木や草花を育てる。
- 生活環境の周りがある樹林を大切にする。

区としての支援など

- 生物多様性の理解を深めるイベント等の周知の強化。
- 自然に関する情報発信強化。
- 区民参加型の生物調査の実施。

事業者の行動指針

生物多様性への理解を深める

緑化に取り組む

今後、作成予定

従業員研修や社会貢献活動の一環として、自然や生物とふれあう機会を提供する。

敷地内や屋上、壁面緑化など、積極的にみどりを増やす。

自然環境に配慮する

足立区の自然を守る

広い範囲の開発行為等を行う場合には、計画的に生物多様性に配慮したみどりの保全・創出を図り、みどりのネットワーク化を進める。

既存樹木を保全する。

その他、事業者として自然環境・生物多様性の保全のためにできること

- 観察会や調査、各種イベント等に、地域の一員として積極的に参加する。
- 社会貢献活動の一環として、従業員や顧客に対して、業務と生物多様性の関係性をわかりやすく発信する。
- 新たに植栽を行う際には、みどりの量を十分確保するとともに、区の自然の特徴にあった種類を選択する。

追加

区としての支援など

- 地域の一員として参加できる、事業者向けイベント等の情報発信。【追加】
- 環境基金助成などの環境保全の取組に対する支援事業の活用促進。【追加】
- エコ活動ネットワーク足立（EANA）による企業や団体の環境活動に関する情報交換の場の提供。【追加】

区の行動指針

生物多様性への理解を深める

外来生物に対処する

今後、作成予定

関係機関等と連携しながら、自然や生物とふれあう機会を提供し、その情報を周知する。

公園等の管理者に外来生物の正しい知識を普及・啓発する。

足立区の自然を守る

自然環境に配慮する

敷地内の樹木・樹林を保全する。

工事を行うときは、生物多様性に配慮した計画、設計、施工を行う。

その他、区として自然環境・生物多様性の保全のために行うこと

- 区施設等に植えられた樹木や、飛来する昆虫や鳥等について興味・関心を持つ。
- 自らの業務と生物多様性の関係性を理解し、生物多様性の保全を考慮した取組を進める。

柱4 学びと行動のしくみづくり

区民の行動指針

環境意識の向上に努める

今後、作成予定

環境に関するニュースや記事に関心を持つ。

環境に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。

環境保全活動に参加する

興味関心のある環境保全活動を地域で実践する。

環境保全活動を企画・運営する。

その他、区民として学びと行動のしくみづくりのためにできること

- 環境に関する学習や体験できる施設を積極的に活用する。
- 子どもの頃から生物や自然とふれあう機会を持つ。
- 意見募集（パブリックコメント）に積極的に参加する等、地域のまちづくりに関心を持ち係わる。

区としての支援など

- 情報発信の強化による意識啓発。
- 小中学生向け出前講座の実施。
- 生物園や都市農業公園での自然観察、体験学習イベントの実施。

事業者の行動指針

環境意識の向上に努める

今後、作成予定

事業所内で、区などが発信する環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。

事業所内の環境リーダーを育成し、環境保全活動を活発化する。

環境保全活動に参加する

エコ活動ネットワーク足立(EANA)に登録し、他事業者や地域団体、区との連携を深める。

業界団体や商店街など、既存の事業者ネットワークを活用し、環境保全活動に取り組む仲間を増やしていく。

その他、事業者として学びと行動のしくみづくりのためにできること

- 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習の機会を提供する。
- 環境に配慮したまちづくりを行い、行政との連携を図る。
- 環境に関するデータや情報、自らがやっている環境行動について、積極的に情報を発信する。

区としての支援など

- あだち環境ゼミナールの実施。
- EANAの活動強化と活動に関する情報収集。

区の行動指針

職員の環境意識の向上に努める

今後、作成予定

職員向けの環境を学ぶ機会を設ける。

民間や他自治体が実施するイベントや講座等に積極的に参加する。

環境保全活動のネットワークをつくる

事業者や区民のマッチングなど、コーディネーターとしての役割を担う。

環境に関するイベントや講座等において、区民や地域団体、事業者等と積極的に連携する。

その他、区として学びと行動のしくみづくりのために行うこと

- 自らの業務における環境に関連した情報をわかりやすく庁内外に発信する。
- 環境に関するデータや情報、自らが行っている環境行動について、積極的に情報を発信する。
- 区内の人材や先進的な事業者などの情報を蓄積し、活用する。

資料編

1 温室効果ガス削減目標の考え方

(1) 温室効果ガス排出量の現況

区内の温室効果ガス排出量を部門別にみると、2018(平成30)年度は家庭部門、業務部門、運輸部門の順に多くなっています。家庭部門及び運輸部門は2017(平成29)年度から2018(平成30)年度にかけて減少傾向にあります。産業部門、業務部門、廃棄物部門、その他6ガスはほぼ横ばいとなっています。

部門別温室効果ガス排出量

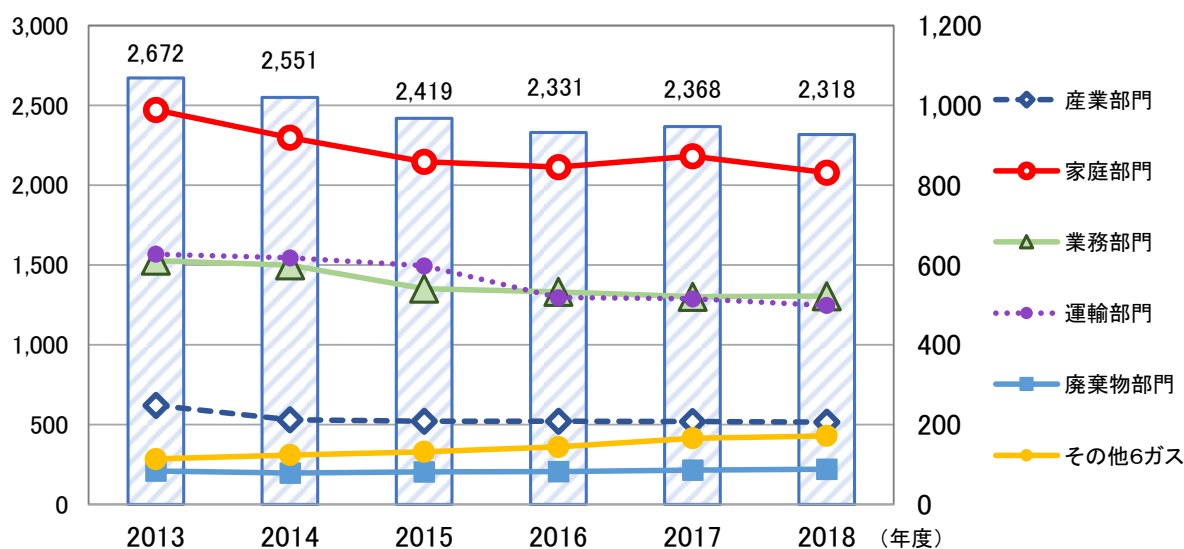
単位:千t-CO₂

| 温室効果ガス種別 | 部門 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| CO ₂ | 産業部門 | 248 | 212 | 208 | 208 | 208 | 206 |
| | 家庭部門 | 989 | 919 | 859 | 845 | 873 | 831 |
| | 業務部門 | 611 | 599 | 541 | 533 | 520 | 522 |
| | 運輸部門 | 627 | 618 | 598 | 518 | 515 | 499 |
| | 廃棄物部門 | 84 | 79 | 81 | 82 | 86 | 88 |
| その他の6ガス* | | 114 | 124 | 132 | 144 | 166 | 172 |
| 総合計 | | 2,672 | 2,551 | 2,419 | 2,331 | 2,368 | 2,318 |

※端数処理の関係で合計が合わないことがある

※その他6ガスは、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、フロン(CFCs)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)を指します。

(千t-CO₂)



足立区の温室効果ガス排出量の推移

出典:特別区の温室効果ガス排出量(1990~2018年度)

(オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)をもとに作成)

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計

人口や世帯数などの今後の推計値をもとに、現状から追加的な対策を講じない場合（BAUケース※）の2030（令和12）年度における区内の温室効果ガス排出量を推計すると、2,444千t-CO₂となり、2013（平成25）年度に比べ14.7%削減する見込みです。部門別の内訳をみると、廃棄物部門が6.5%、その他6ガスが47.0%増加となりますが、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門は減少傾向になります。

※BAU（business as usual）ケース

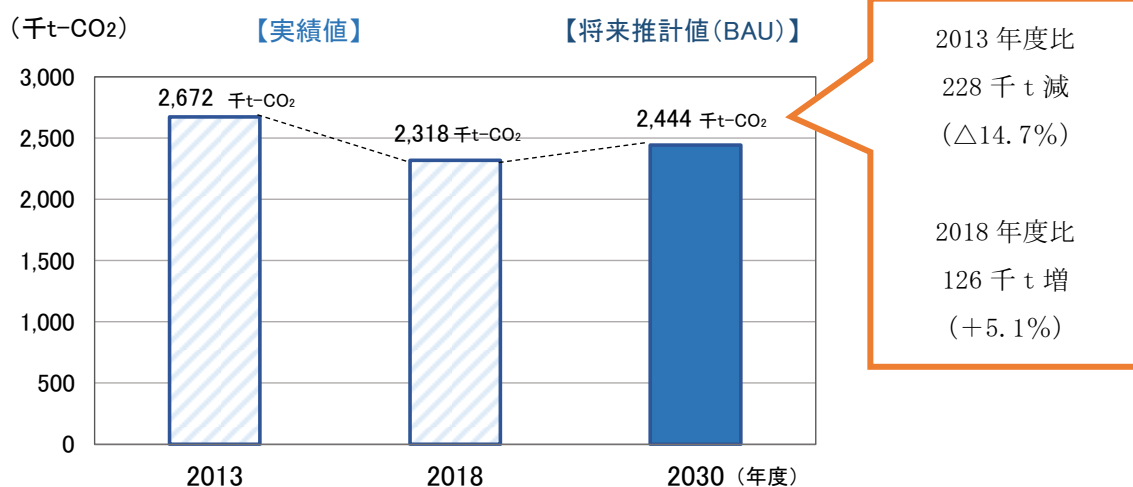
現状の対策のまま、追加的な対策をとらない場合

温室効果ガス排出量の将来推計結果(BAUケース)

単位：千t-CO₂

| 温室効果ガス種別 | 部門 | 実績値 (千t-CO ₂) | | 将来推計値 (千t-CO ₂) | 将来推計値の増減率 | |
|-----------------|-----|------------------------------|--------|--------------------------------|-----------|----------|
| | | 2013年度 | 2018年度 | 2030年度 | 対2013増減率 | 対2018増減率 |
| CO ₂ | 産業 | 248 | 206 | 185 | △34.0% | △11.3% |
| | 家庭 | 989 | 831 | 868 | △13.9% | +4.2% |
| | 業務 | 611 | 522 | 586 | △4.3% | +10.9% |
| | 運輸 | 627 | 499 | 502 | △25.0% | +0.5% |
| | 廃棄物 | 84 | 88 | 89 | +6.5% | +1.6% |
| | 計 | 2,558 | 2,146 | 2,229 | △3.7% | +3.7% |
| その他6ガス | | 114 | 172 | 214 | +47.0% | +19.8% |
| 合計 | | 2,672 | 2,318 | 2,444 | △14.7% | +5.1% |

※端数処理の関係で合計が合わないことがある



温室効果ガス排出量の将来推計結果(BAUケース)

(3) 温室効果ガス排出量の削減の見通し

今後、区が主体となり、国の地球温暖化対策計画案に基づき国全体で進められる対策、及び東京都と連動した対策を行うことにより、2030（令和 12）年度には約 1,022 千 t-CO₂の排出削減が図られ、約 1,406 千 t-CO₂（2013（平成 25）年度比で 47.4%減）にまで低減することが見込まれます。

足立区内におけるCO₂削減シミュレーションの結果をまとめると、以下のとおりになります。

温室効果ガス種別の区内削減見込み量

単位：千 t-CO₂

| 温室効果ガス種別 | 部門 | 目標の達成に向けた取組み | 2030 年度に削減が見込まれる量 |
|-----------------|-------|---|-------------------|
| CO ₂ | 産業部門 | 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進、徹底的なエネルギー管理の実施など | 19 |
| | 家庭部門 | 住宅の省エネルギー化、高効率な省エネルギー機器の普及、HEMS などを利用した徹底的なエネルギー管理の実施、機器の買い替え促進など | 105 |
| | 業務部門 | 建築物の省エネルギー化、高効率な省エネルギー機器の普及、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施、クールビズ・ウォームビズの促進など | 68 |
| | 運輸部門 | 次世代自動車の普及、燃費改善、環境に配慮した自動車使用等の促進、公共交通機関及び自転車の利用促進、エコドライブ、カーシェアリングなど | 111 |
| | 廃棄物部門 | プラスチック製容器包装の分別収集、バイオマスプラスチック類の普及、第四次足立区一般廃棄物処理基本計画の推進など | 20 |
| | 全部門 | 電力排出係数の改善 | 571 |
| その他6ガス | | ノンフロン機器への転換の加速、使用時の漏えい防止のための機器管理の徹底、機器廃棄時の放出防止へ向けた取組みの推進など | 129 |
| 合計 | | | 1,022 |

温室効果ガス種別の区内削減量の算定結果

単位:千 t-CO₂

| 温室効果ガス種別 | 部門 | 2013年度 (基準年度) | 2030年度(目標年度) | |
|-----------------|-----|------------------|-------------------|-------------------|
| | | | BAU (対2013増減率) | 対策後 (対2013増減率) |
| CO ₂ | 産業 | 248 | 185 (△34.0%) | 114 (△54.2%) |
| | 家庭 | 989 | 868 (△13.9%) | 493 (△50.1%) |
| | 業務 | 611 | 586 (△4.3%) | 301 (△50.7%) |
| | 運輸 | 627 | 502 (△25.0%) | 359 (△42.8%) |
| | 廃棄物 | 84 | 89 (+6.5%) | 55 (△33.9%) |
| その他6ガス | | 114 | 214 (+47.0%) | 85 (△25.5%) |
| 合計 | | 2,672 | 2,444 (△14.7%) | 1,406 (△47.4%) |

※端数処理の関係で合計が合わないことがある

